

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月25日
【計算期間】	第10期（自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日）
【発行者名】	ベンチャービジネス証券投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 田原 俊男
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	隠地 保夫
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0735
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

決算年月日	平成19年1月31日	平成20年1月31日	平成21年1月31日	平成22年1月31日	平成23年1月31日
営業収益	△611,837千円	△1,030,893千円	△958,724千円	△138,245千円	△47,989千円
経常利益金額又は経常損失金額（△で標記）	△711,399千円	△1,116,325千円	△1,024,267千円	△187,949千円	△97,803千円
当期純利益金額又は当期純損失金額（△で標記）	△711,520千円	△1,115,987千円	△1,024,004千円	△188,057千円	△98,385千円
出資総額	4,260,600千円	4,260,600千円	4,260,600千円	4,260,600千円	4,260,600千円
発行済投資口総数	426,060口	426,060口	426,060口	426,060口	426,060口
純資産額	3,549,089千円	2,433,101千円	1,409,097千円	1,221,040千円	1,122,654千円
総資産額	3,590,282千円	2,467,325千円	1,459,670千円	1,244,275千円	1,170,042千円
1口当たり純資産額	8,330円	5,710円	3,307円	2,866円	2,635円
1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△で標記）	△1,669円	△2,619円	△2,403円	△441円	△231円
分配総額	—	—	—	—	—
1口当たり分配金額	—	—	—	—	—
うち1口当たり利益の分配金額	—	—	—	—	—
うち1口当たり出資の戻し金額	—	—	—	—	—
自己資本比率	98.85%	98.61%	96.54%	98.13%	95.95%
自己資本利益率	—	—	—	—	—

(注) 自己資本比率：純資産額から新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合

自己資本利益率：当期純利益金額を純資産額から新株予約権の金額を控除した額で除した割合

本書では、特段の記載のない限り、金額については切捨て、比率については四捨五入により表示しています。

(2)【投資法人の目的及び基本的性格】

当投資法人に属する資産（以下「運用資産」といいます。）の運用は、わが国の株式（金融商品取引法第2条第1項第9号に定めるものをいいます。以下同じ。）を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。

投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任組合員の出資の持分を含めた未公開企業の発行する株式等（以下「未公開株式等」といいます。）および金融商品取引所上場後5年以内の株式等への投資額（以下「株式等投資額」といいます。）を運用資産の70%以上とし、かつ、未公開株式等への投資額を株式等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。

(3) 【投資法人の仕組み】

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

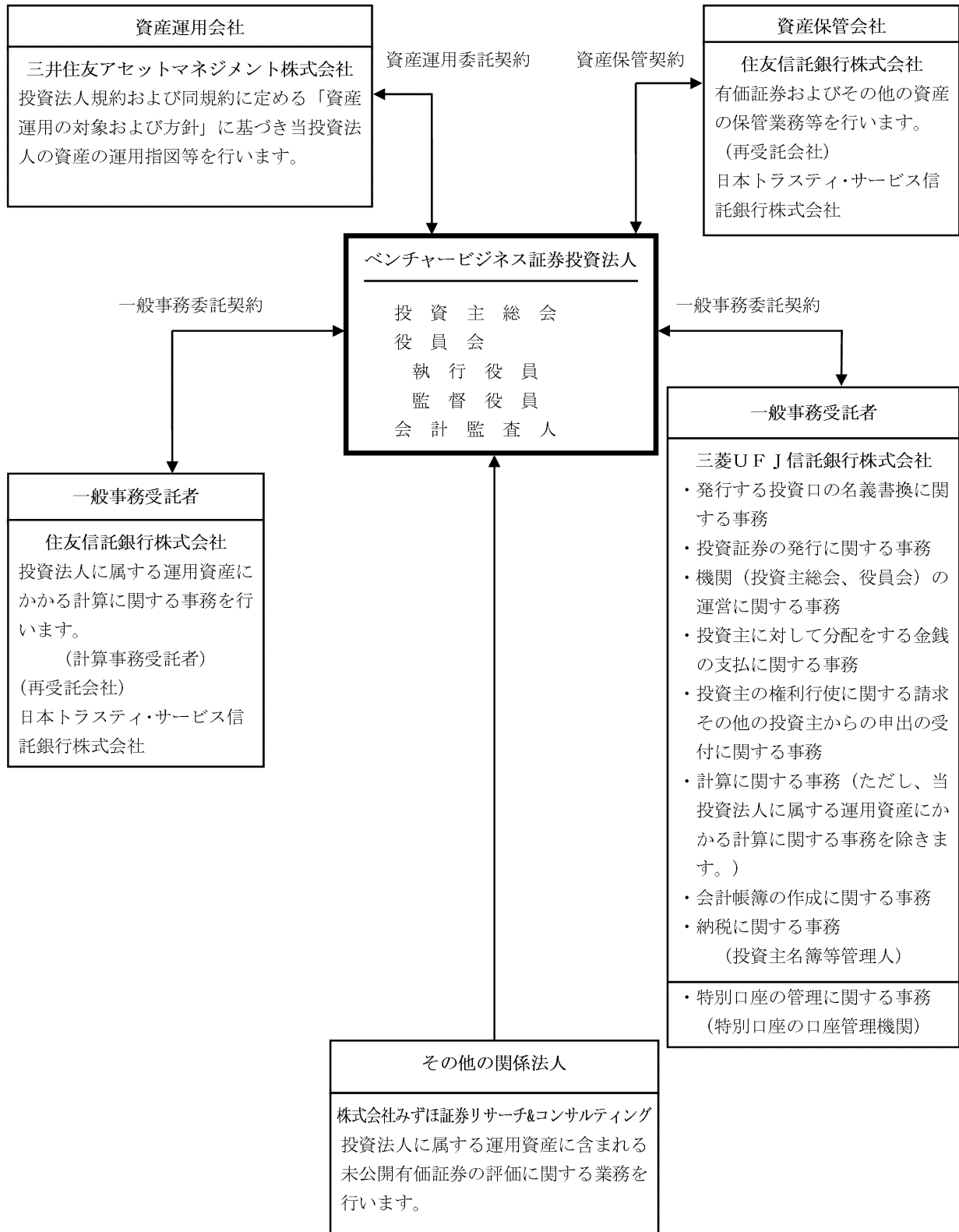
- (a) 投資法人 : ベンチャービジネス証券投資法人
投資口の発行者です。
- (b) 資産運用会社 : 三井住友アセットマネジメント株式会社
当投資法人の運用受託者として、当投資法人規約および同規約に定める「資産運用の対象および方針」に基づき当投資法人の資産の運用指図等を行います。
- (c) 資産保管会社 : 住友信託銀行株式会社
(再受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
当投資法人の資産保管会社として、有価証券およびその他の資産の保管業務等を行います。なお、資産保管事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。
- (d) 一般事務受託者 : 三菱UFJ信託銀行株式会社 (注1)
当投資法人の一般事務受託者として、以下の業務を行います。
・発行する投資口の名義書換に関する事務
・投資証券の発行に関する事務
・機関 (投資主総会、役員会) の運営に関する事務
・投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務
・投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
・計算に関する事務 (ただし、当投資法人に属する運用資産にかかる計算に関する事務を除きます。)
・会計帳簿の作成に関する事務
・納税に関する事務
以下、投資主名簿等管理人ということがあります。
: 住友信託銀行株式会社
(再受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
当投資法人の一般事務受託者として、以下の業務を行います。
・当投資法人に属する運用資産にかかる計算に関する事務
以下、計算事務受託者ということがあります。
- (e) 特別口座の口座管理機関 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
当投資法人の特別口座の口座管理機関として、特別口座の管理に関する業務を行います。
- (f) 会計監査人 : 新日本有限責任監査法人
当投資法人にかかる会計監査を行います。
継続開示の対象会社ではありません。
- (g) その他の関係会社 : 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング (注2)
当投資法人に属する運用資産に含まれる未公開有価証券 (運用資産として保有する投資事業有限責任組合の出資持分に該当する未公開有価証券を含みます。) の評価に関する業務を行います。
継続開示の対象会社ではありません。

(注1) 一般事務受託者の三菱UFJ信託銀行株式会社は、株式会社だいこう証券ビジネスの証券代行業務等を会社分割により平成23年1月1日付で承継しております。

これに伴い、当投資法人の一般事務受託者は同日付で株式会社だいこう証券ビジネスから三菱UFJ信託銀行株式会社に変更となりました。本書において以下同じです。

(注2) その他の関係会社である株式会社新光総合研究所は、平成22年7月1日付で株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングに商号変更しております。本書において以下同じです。

投資法人の関係法人



(4) 【投資法人の機構】

当投資法人規約では、執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とされています。

本書提出日現在、当投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名ならびに執行役員および監督役員を構成員とする役員会および会計監査人により構成されています。

(a) 投資主総会

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）または当投資法人規約に定められる投資法人に関する一定事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。当投資法人の投資主総会は2年に1回以上開催されます。開催時期については特定されていません。開催場所は、東京都港区、その隣接地または大阪市中央区です。投資主総会は、投資主総会の日の2ヶ月前までに公告を行い、かつ当該日の2週間前までに各投資主に対して書面で通知を発する方法により招集されます。投資主総会における各投資主の議決権および決議方法は、原則として、発行済投資口の総口数の過半数にあたる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の過半数をもって決議されます。ただし、規約の変更等一定の重要事項については、発行済投資口の総口数の過半数にあたる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の3分の2以上による決議（特別決議）を経なければなりません。

当投資法人の資産運用の対象および方針は、当投資法人規約に定められています。係る規約中に定められた資産運用の対象および方針を変更する場合には、上記の通り、投資主総会の特別決議によることが必要とされます。

また、当投資法人は、資産運用会社である三井住友アセットマネジメント株式会社との間で、資産運用委託契約を締結しております。資産運用会社が資産運用契約を解約するためには当投資法人の同意を得ることが必要であり、執行役員は係る同意を与えるためには、原則として、投資主総会の承認を得ることが求められています。また、当投資法人が資産運用契約を解約する場合にも、原則として、投資主総会の決議が必要とされます。

(b) 執行役員、監督役員および役員会

執行役員は、当投資法人の業務を執行するとともに、投資法人を代表して投資法人の営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為を行う権限を有しています。ただし、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約または資産保管委託契約の締結その他投信法に定められた一定の業務については、役員会の承認を得なければなりません。

監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています。

また、役員会は、一定の業務執行に関する上記承認権限を有するほか、投信法および規約に定める権限ならびに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています。役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決議されます。

当投資法人の役員会の主な機能は以下の事項等の承認等です。

- ・ 投資主総会の招集の決定
- ・ 執行役員および監督役員の報酬の額の決定
- ・ 執行役員の解任
- ・ 計算書類および附属明細書の承認
- ・ 投資主名簿の閉鎖および基準日の設定
- ・ 投資主名簿等管理人およびその事務取扱場所の選定
- ・ 投資口の追加発行
- ・ 資産運用委託契約、資産保管委託契約の締結または契約内容の変更
- ・ 資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産運用または保管にかかる費用の支払
- ・ 一般事務の委託

(c) 会計監査人

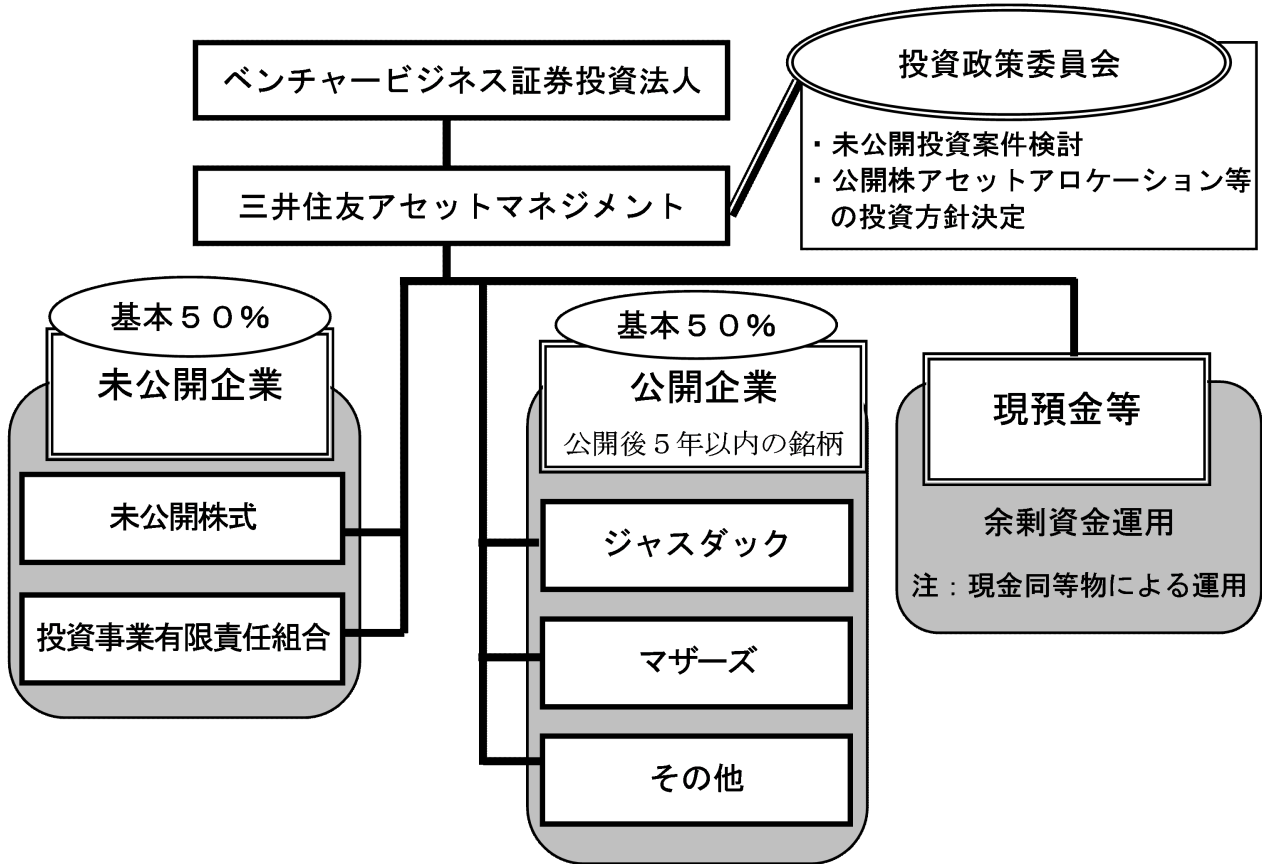
会計監査人は、投資主総会において選任します。ただし、設立の際、法令の規定に基づき選任されたのみなされる会計監査人はこの限りではありません。

会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。ただし、当該投資主総会において別段の決議がされなかったときは、会計監査人は、当該投資主総会において再任されたものとみなします。

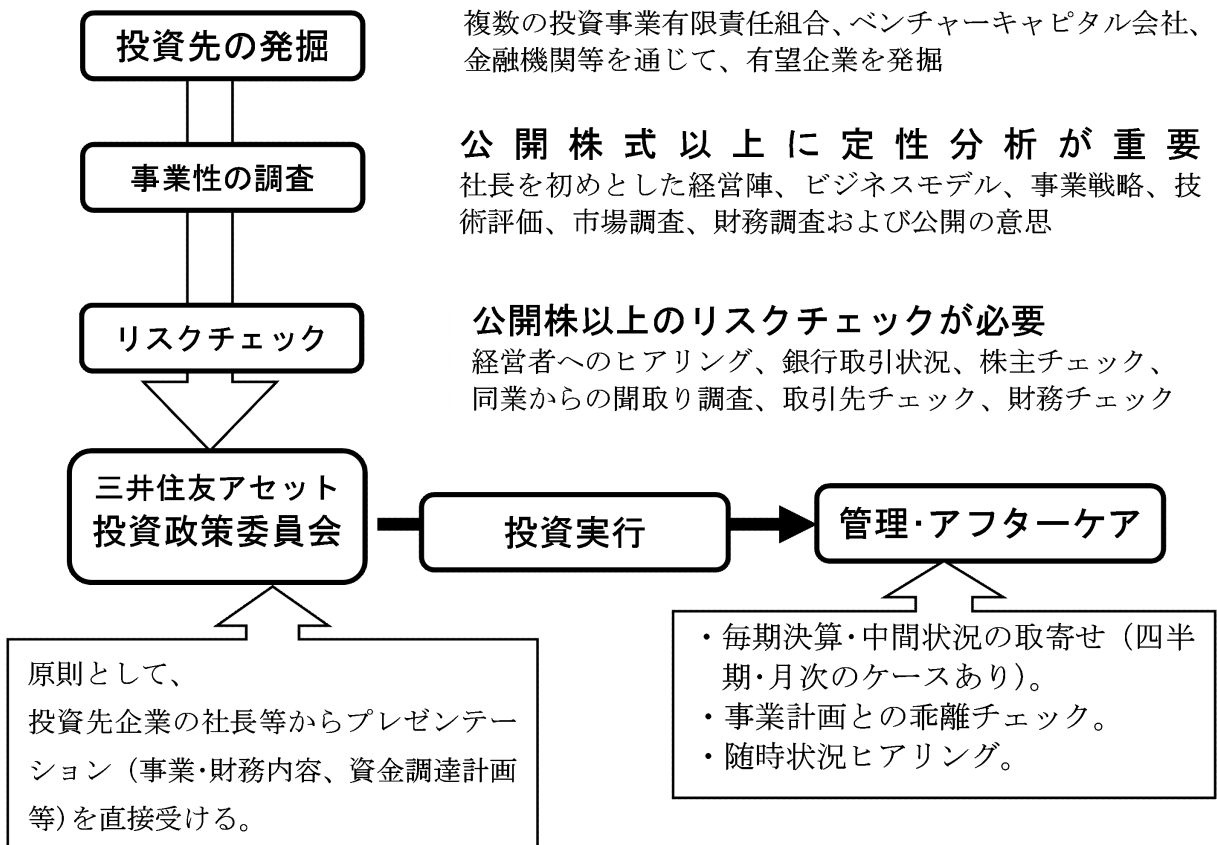
(d) 業務の外部委託

当投資法人の運営に関与する関係法人として資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者等がいます。

(投資法人の機構と運用対象)



(投資法人の機構と未公開株式等投資プロセス)



(5) 【投資法人の出資総額】

本書提出日現在の当投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数及び発行済投資口総数は次の通りです。

出資総額	4,260,600,000円
発行可能投資口総口数	1,000,000口
発行済投資口総数	426,060口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減
出資総額及び発行済投資口総数の増減はありません。

(6) 【主要な投資主の状況】

氏名または名称	住所	所有投資口数 (口)	比率 (%)
財団法人大阪産業振興機構	大阪府大阪市中央区本町橋2番5号	100,000	23.47
大和信用金庫	奈良県桜井市大字桜井281番1号	40,000	9.39
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	27,210	6.39
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	23,070	5.41
株式会社秋田銀行	秋田県秋田市山王三丁目2番1号	14,200	3.33
合計		204,480	47.99

- ・平成23年1月末日現在における所有投資口数の上位5位までを掲載しています。
- ・比率欄は、総投資口数に対する所有投資口数の比率で、小数点以下第3位を四捨五入しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(a) 基本方針

当投資法人に属する資産の運用は、わが国の株式（金融商品取引法第2条第1項第9号に定めるものをいいます。以下同じ。）を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。

未公開株式等および株式等投資額を運用資産の70%以上とし、かつ、未公開株式等への投資額を株式等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。

また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下（事業活動の拠点がある場合を含みます。）の未公開企業の発行する株式等に運用資産の20%プラス・マイナス5%程度を投資するものとします。ただし、上限についてはこれを超えることがあります。なお、投資する未公開企業の公開時、投資環境の急変時等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります。

(b) 当投資法人の特色

当投資法人は、クローズド・エンド型の証券投資法人です。

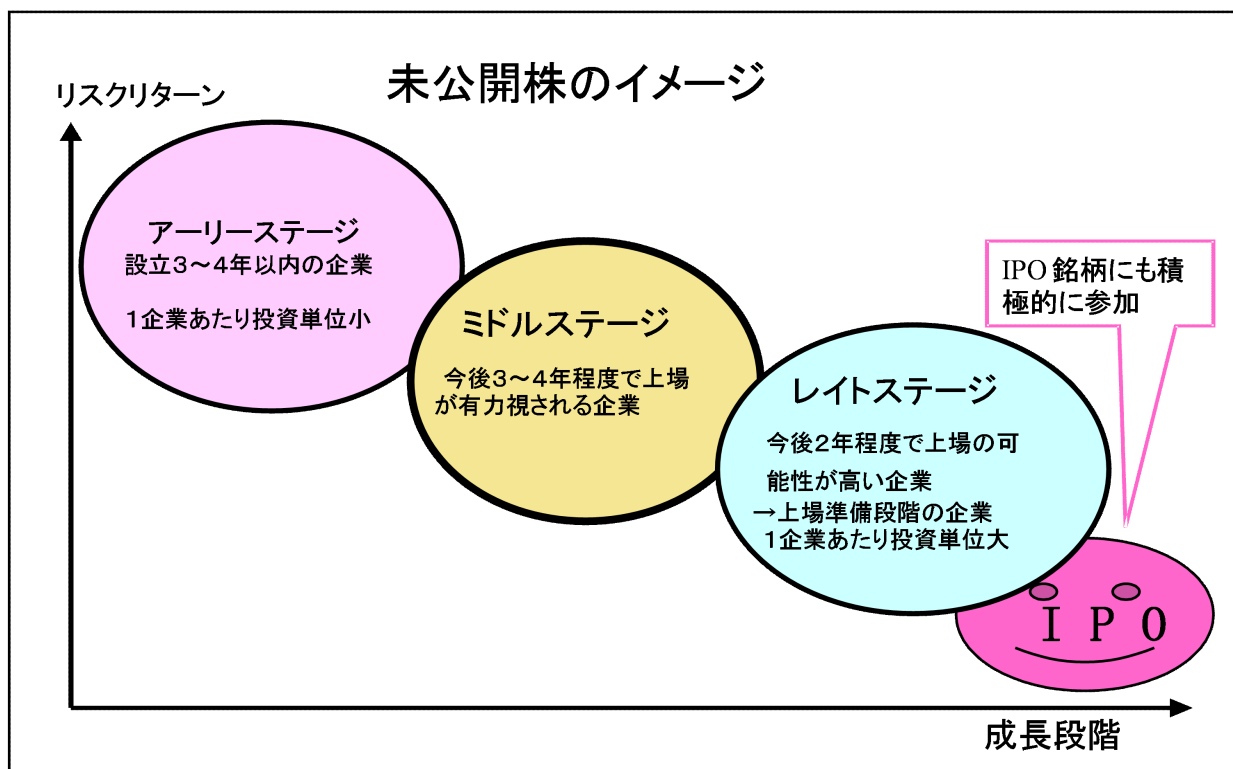
つまり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（通常の委託者指図型の契約型投資信託における一部解約の請求は受けません。）。また、当投資法人の主たる運用対象は、金融商品取引法に定める有価証券です。

① 当投資法人は、未公開株式に投資します。

投資事業有限責任組合法に基づく投資事業組合に投資することがあります。

② 当投資法人は、平成14年1月15日に大阪証券取引所へ上場しています。

当投資法人の投資口は、金融商品取引所において時価により売買されており、金融商品取引所以外における換金ならびに当投資法人の関係法人による換金・解約等の流通制度はありません。



(2) 【投資対象】

(a) 特定資産

① 種類および目的

わが国の株式を主要投資対象とし、わが国の株式およびその他の有価証券に対しては、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。

イ. 主要投資対象とするわが国の株式

イ) わが国金融商品取引所に上場している株式の発行会社のもので、取得時において上場後5年以内のもの

ロ) わが国金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社のもので、取得時において公開後5年以内のもの

ハ) 取得時において直近決算期に監査法人または公認会計士による金融商品取引法または会社法に基づく監査もしくはこれらに準ずる監査、あるいは監査法人または公認会計士によるショートレビュー（名称の如何を問わず監査受嘱前に行う短期調査をいう）を受けており、今後当該株式につき鑑定評価を受ける未上場および未登録のわが国企業の株式

ロ. 投資事業組合の出資持分

運用資産の中長期的成長を目的として投資します。

ハ. 先物取引等

価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引、ならびにわが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を行うことができます。また、価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。

ニ. 預金、コール・ローン、指定金銭信託、手形割引市場において売買される手形および金銭債権
余資運用における効率的な運用に資するために投資することがあります。

② 範囲

わが国の株式をはじめとする金融商品取引法上の有価証券への投資を、運用資産の純資産総額の50%超とします。

(b) 投資対象とする有価証券等

① 当投資法人は、その運用資産をわが国金融機関の発行する譲渡性預金証書および次の有価証券（以下「有価証券等」と総称します。）に投資することができます。

イ. 株券または新株引受権証書

ロ. 国債証券

ハ. 地方債証券

ニ. 特別の法律により法人の発行する債券

ホ. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ. コマーシャル・ペーパー

ト. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

チ. 外国または外国の者の発行する邦貨建ての証券または証書で、前ロ. からト. までの証券または証書の性質を有するもの

リ. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

ヌ. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

なお、イ. の証券もしくは証書を以下「株式」といい、ロ. からホ. の証券または証書およびチ. の証券または証書のうちロ. からホ. の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 当投資法人は、運用資産を前①に掲げる有価証券等に投資するほか、資産運用上必要と認められるときは、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

イ. 預金

ロ. コール・ローン

ハ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ニ. 手形割引市場において売買される手形

ホ. 金銭債権

(c) その他の投資対象取引

- ① 信用取引により株券を売付けることができるものとします。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。
- ② 先物取引等を行うことができるものとします。
- ③ 当投資法人資産に属する株式を貸付けることができるものとします。なお、担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

(3) 【分配方針】

(a) 当投資法人は、年1回、以下の方針に基づき金銭の分配を行います。

- ① 投資主に分配する金銭の総額（以下「分配可能金額」といいます。）は、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した金額ならびに繰越欠損金があるときはその全額を補填した後の売買損益に評価損益（未公開有価証券にかかるものは除きます。）を加減した利益金額から、諸経費、資産運用報酬および当該報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後の金額とします。なお、毎決算日において、運用資産に生じた損失は、次期に繰越します。
- ② 分配金額は、租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定される当投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として当投資法人が決定する金額とします。なお、投資主に分配しない分配可能金額については、内部留保として、当投資法人の運営の健全性を高めるために積み立てるものとします。
- ③ 前②により積み立てられた内部留保金については、当投資法人規約資産運用の対象および方針に基づき運用を行います。
- ④ 前①、②および③にかかわらず、分配可能金額が配当可能利益金額の100分の90以下である場合、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で、出資総額または出資剰余金の額から、当投資法人が決定した金額を出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができるものとします。

(b) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主名簿に記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数または登録投資口質権者の有する質権の目的である投資口の口数に応じて分配するものとします。

(c) 分配金の時効等

前項に規定する分配金はその支払開始の日から満3年を経過したときは、当投資法人はその支払の義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。

(注) 税法上、一定の要件のもとで投資法人が投資主に対して行う金銭の分配のうち、利益の配当からなる部分の金額（利益の配当等の額）を、投資法人の損金として算入することが認められています。しかし、法令の改正、投資主の変動、会計処理と税務処理との差違、税務当局との見解の相違等による更正処分等により、利益の配当等の額を損金に算入できなくなる可能性があります。この場合には、投資法人の税負担が増大し、投資主に対する分配額に悪影響をもたらすことがあります。

(4) 【投資制限】

当投資法人の運用は、法令および当投資法人規約等に基づき、以下の投資制限に従います。

(a) 投資法人規約による投資制限

- ① 株式（新株引受権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、投資事業組合を通じた投資を含み、取得時において当投資法人の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資事業組合を通じた投資を含み、取得時において当投資法人の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 投資する株式、新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、および未公開の株式の発行会社の発行するものとします。

- ⑥ 信用取引の運用は、次に掲げる発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- イ. 運用資産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券
 - ニ. 売出しにより取得する株券
 - ホ. 運用資産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ヘ. 運用資産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または運用資産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑦ 当投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができます。また、価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。
- イ. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けは、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。
 - ロ. プット・オプションの買付けは、当⑦および⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の運用資産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ⑧ 当投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができます。
- イ. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けは、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（運用資産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに、前掲(2)投資対象(c)投資対象とする有価証券等の②に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ. プット・オプションの買付けは、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当⑧および⑦で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の運用資産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ⑨ 株式の貸付けは、当該貸付の対象とする株式が、当投資法人が投資する金融商品取引所もしくはそれに準ずる市場において取引されているものに限ります。また、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が運用資産で保有する貸付の対象となる株式の時価合計額を超えないものとします。
- ⑩ 当投資法人は、資金の借入れおよび投資法人債の発行は行いません。
- (b) 金融商品取引法、投信法および同施行規則による投資制限等
- ① 同一の法人の発行する株式（投信法第194条および同施行規則第221条）
- 投資法人は、同一の法人の発行する株式を、投資法人として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資法人として取得してはなりません。
- ② 投資運用業に関する禁止行為規定（金融商品取引法第42条の2）により、当投資法人の資産運用会社は以下の行為が禁止されています。
- イ. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うこと（投資法人の投資主の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定められるものを除く。）を内容とした運用を行うこと。
 - ロ. 当投資法人の資産運用会社は運用を受託している運用財産相互間において取引（当該運用財産の投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定められるものを除く。）を行うことを内容とした運用を行うこと。
 - ハ. 特定の金融商品、金融指標またはオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値または対価の額の変動を利用して自己または権利者以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
 - ニ. 通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者（当投資法人）の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

- ホ. 運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行うこと。
 - ヘ. 運用財産（投資法人の資産）の運用として行った取引により生じた権利者の損失の全部もしくは一部を補てんし、または運用財産（投資法人の資産）の運用として行った取引により生じた権利者の利益に追加するため、当該権利者または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させること（事故による損失の全部または一部を補てんする場合を除く。）。
 - ト. 前各号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、もしくは投資法人の資産の運用の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
- (c) その他の投資制限
有価証券の引受けは、行いません。

3 【投資リスク】

(1) リスク

当投資法人は、未公開株式をはじめとするわが国株式など値動きのある証券等に投資するほか、投資事業組合にも投資します。したがって、元金が保証されているものではありません。また、投資法人は預金保険、貯金保険および保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、投資法人に生じた利益および損失は、すべて投資主（投資家）に帰属します。

- (a) 当投資法人は、わが国株式に投資しますので、投資先企業の経営危機等によるリスクがあります。また、未公開株式は、流動性ならびに企業情報につき公開企業に比し大きく劣っております。したがって、上場株式のみを組入れる証券投資信託に比し、大きなリスクを有しております。
- (b) 有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。
- (c) 当投資法人の投資口は、金融商品取引所に上場しておりますが、投資主が保有する投資口の譲渡の可能性または一定の譲渡価格を保証する第三者は存在しないため、投資法人の純資産額に対して大きく割込んだ価格で譲渡せざるを得ない場合や、譲渡が速やかにできない可能性があります。
- (d) 当投資法人の投資口が上場廃止となった場合には、投資主は、相対で譲渡するほか投資口の換金の手段がありません。この場合、当投資法人の純資産額を下回る譲渡価額で譲渡せざるを得ない可能性や、譲渡自体が不可能な場合があります。
- (e) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に規定される当投資法人の配当可能利益金額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として当投資法人が決定する金額とします。税法上、一定の要件のもとで投資法人が投資主に対して行う金銭の分配のうち、利益の配当からなる部分の金額（利益の配当等の額）を、投資法人の損金として算入することを認めています。しかし、法令の改正、投資主の変動、会計処理と税務処理との差違、税務当局との見解の相違等による更生処分等により、利益の配当等の額を損金に算入できなくなる可能性があります。この場合には、投資法人の税負担が増大し、投資主に対する分配額に悪影響をもたらすことがあります。

(2) 留意点

当投資法人はクローズド・エンド型であり、契約型投資信託と異なり一部解約請求や買取請求といった換金制度はありません。金融商品取引所において成立する時価により換金することができます。ただし、取引所取引においては売買が成立しない可能性もありますので、換金に時間がかかる場合があります。また、基準価額、解約価額および買取価額といった定まった価格はありません。

なお、当投資法人の純資産総額（NAV）は、当投資法人のホームページ（ホームページアドレス <http://www.venture-toushin.jp/>）上において毎営業日公表しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

本書提出日現在、公募・増資の予定はありません。当投資法人投資口を取得しようとする場合、投資口は金融商品取引所において売買される時価により、取得することができます。

なお、当投資法人投資口は、平成14年1月15日に大阪証券取引所へ上場しており、同所における売買に際しては、売買委託手数料等が必要となります。

(2) 【買戻し手数料】

当投資法人は、当投資法人規約第6条により、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない旨を定めています。

したがって、当投資法人の投資主は、契約型投資信託における一部解約の請求に相当する投資口の払戻しの請求を行うことができません。

当投資法人投資口は、金融商品取引所において売買される時価により、換金することができます。なお、金融商品取引所売買における換金時には、取扱販売会社による売買委託手数料等の費用が発生します。

(3) 【管理報酬等】

(a) 関係法人の報酬

当投資法人から支払われる報酬は、前月末の純資産総額に対応する下記金額を毎月計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および決算日から各5営業日以内にそれぞれ6ヵ月分を一括して振り込みます。

支払い先	報酬額
資産運用会社	当該前月末純資産総額に対し 0.088200% (税抜き0.0840%)
資産保管会社	当該前月末純資産総額30億円まで 0.008925% (税抜き0.0085%)
	当該前月末純資産総額30億円超部分 0.007245% (税抜き0.0069%)
一般事務受託者 (計算)	当該前月末純資産総額に対し 0.004200% (税抜き0.0040%)
一般事務受託者 (投資主名簿等管理)	当該前月末純資産総額30億円まで 0.026250% (税抜き0.0250%)
	当該前月末純資産総額30億円超50億円部分 0.022890% (税抜き0.0218%)
	当該前月末純資産総額50億円超部分 0.017640% (税抜き0.0168%) ただし、委託報酬月額が875,000円(税込)を下る場合は、最低委託報酬として、月額875,000円(税込)とする。
合計	当該前月末純資産総額30億円まで 0.127575% (税抜き0.1215%)
	当該前月末純資産総額30億円超50億円部分 0.122535% (税抜き0.1167%)
	当該前月末純資産総額50億円超部分 0.117285% (税抜き0.1117%)

・上記の通り各報酬に対する消費税等相当額(5%)の費用を当投資法人は負担します。

(b) その他の報酬

(未公開有価証券の評価に関する報酬)

支払い先	報酬額
株式会社みずほ証券 リサーチ&コンサルティング	6ヵ月毎に150万円 前月末未公開有価証券額に対し 0.017535% (税抜き0.0167%)

(役員および会計監査人の報酬)

支払い先	報酬額
執行役員(1名)	月額10万円
監督役員(2名)	各月額10万円
会計監査人	年額1,500万円以内 当期の支払額は11,340千円(税抜き10,800千円)です。

(4) 【その他の手数料等】

- (a) 当投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者が当投資法人のために投資主等へ発送する郵便物の郵送料、一般事務受託者および資産保管会社が当投資法人の指示により作成した報告書に要する費用ならびに一般事務受託者および資産保管会社に発生した費用のうち当投資法人が承認したものを負担するものとします。
- (b) 前(a)に加え、当投資法人は、以下に掲げる費用を負担するものとします。
- ① 投資口の発行に関する費用
 - ② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出にかかる費用
 - ③ 投資法人説明書（目論見書）および販売用資料の作成、印刷および交付にかかる費用
 - ④ 計算書類、資産運用報告等の作成、印刷および交付にかかる費用
 - ⑤ 投信法第201条第1項の規定に基づく特定資産の価格等の調査にかかる費用
 - ⑥ 公告にかかる費用および広告宣伝等にかかる費用
 - ⑦ 投資主総会等の開催に伴う諸費用
 - ⑧ 当投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等（当投資法人規約第31条に規定する株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングを含みます。）に対する報酬および手数料
 - ⑨ 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
 - ⑩ その他前①から⑨に付随または関連する費用

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者または日本法人である投資主に関する課税上の一般的な取扱いは下記のとおりです。
なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。
また、個々の投資主の固有の事情によっては異なる取扱いが行われることがあります。

(a) 個人投資主の税務

①利益の分配にかかる税務

個人投資主が当投資法人から受取る利益の分配は、配当所得として取扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。ただし、上場投資法人である当投資法人から受取る利益の分配は、大口個人投資主（発行済投資口総数の5%以上を保有する個人）を除き、上場株式等の配当等にかかる以下の特例の対象となります。

イ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）の源泉徴収税率が適用されます。

ロ、金額にかかわらず、源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要制度の選択ができます。

ハ、確定申告を行う場合には、総合課税に代えて、申告分離課税の選択ができます。上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件のもと、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。申告分離課税の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）です。

ニ、上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収選択口座）に受入れることができます。（この場合、配当金受取方法について「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）

②利益を超えた金銭の分配にかかる税務

個人投資主が当投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しに該当するものとして、みなし配当またはみなし譲渡収入として取扱われます。

イ、みなし配当

みなし配当には、前記「(a) ①利益の分配にかかる税務」における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。（みなし配当は当投資法人からお知らせいたします。）

ロ、みなし譲渡収入

資本の払戻額のうち、みなし配当以外の部分の金額は、株式等にかかる譲渡所得等の収入金額とみなされます。

各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（譲渡原価の額＝従前の取得価額×純資産減少割合）を算定し、投資口の譲渡損益（譲渡損益の額＝みなし譲渡収入金額－譲渡原価の額）を計算します。

この譲渡損益の取扱いは、後記「(a) ③投資口の譲渡に関する税務」における投資口の譲渡と原則、同様になります。また、投資口の取得価額の調製（調整後の取得価額＝従前の取得価額－譲渡原価の額）を行います。（純資産減少割合は当投資法人からお知らせいたします。）

③投資口の譲渡にかかる税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等にかかる譲渡所得等として、原則、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離制課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等にか

かる譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。ただし、当投資法人の投資口を証券会社等の金融商品取引業者等を通じて譲渡等した場合は、上場株式等の譲渡にかかる以下の特例の対象となります。

- イ. 申告分離課税の上記20%の税率は、平成23年12月31日までの譲渡については、10%（所得税7%、住民税3%）となります。
- ロ. 上場株式等にかかる譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件のもと、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。
- ハ. 上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については一定の要件のもと、翌年以降3年間にわたり確定申告により株式等にかかる譲渡所得等の金額および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から繰越控除することが認められます。
- ニ. 特定口座（源泉徴収選択口座）内の上場株式等の譲渡による所得は、源泉徴収だけで納税手続が終了し確定申告は不要となります。源泉徴収税率は、平成23年12月31日までの譲渡については10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以降の譲渡等については20%（所得税15%、住民税5%）となります。
- ホ. 上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収選択口座）に受入れた場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その配当等の金額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を適用して所得税の計算が行われます。

(b) 法人投資主の税務

①利益の分配にかかる税務

法人投資主が当投資法人から受取る利益の分配は、受取配当等として取扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収されます。受取配当等の益金不算入の適用はありません。ただし、上場投資法人である当投資法人から受取る利益の分配は特例の対象となり、平成23年12月31日までは7%、平成24年1月1日以降は15%の源泉徴収税率が適用されます。なお、この源泉所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となります。

②利益を超えた金銭の分配にかかる税務

法人投資主が当投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しに該当するものとして、みなし配当またはみなし譲渡収入として取扱われます。

イ. みなし配当

みなし配当には、前記「(b) ①利益の分配にかかる税務」における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。（みなし配当は当投資法人からお知らせいたします。）

ロ. みなし譲渡収入

資本の払戻額のうち、みなし配当以外の部分の金額は、株式等にかかる譲渡所得等の収入金額とみなされます。

各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（譲渡原価の額＝従前の取得価額×純資産減少割合）を算定し、投資口の譲渡損益（譲渡損益の額＝みなし譲渡収入金額－譲渡原価の額）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、後記「(b) ③投資口の譲渡に関する税務」における投資口の譲渡と原則、同様になります。

また、投資口の取得価額の調整（調整後の取得価額＝従前の取得価額－譲渡原価の額）を行います。

（純資産減少割合は当投資法人からお知らせいたします。）

③投資口の譲渡にかかる税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則として約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成23年3月31日現在)

資産の種類	地域別	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式 (公開株)	日本	407,044,600	30.94
株式 (未公開株)		565,579,657	42.99
破産更生再生債権等		4,013,600	0.30
現金およびその他の資産	日本	339,011,451	25.77
合計 (資産総額)		1,315,649,308	100.00

- ・投資比率とは、投資法人の資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
- ・大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。
- ・投資比率は、小数点第3位を四捨五入してあります。

(平成23年3月31日現在)

	金額 (円)	資産総額に対する比率 (%)
負債総額	10,496,674	0.80
純資産総額	1,305,152,634	99.20

- ・大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。
- ・比率は、小数点第3位を四捨五入してあります。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年3月31日現在上位30銘柄、単位：円)

銘柄	業種	株数 数量	帳簿価額	評価額	投資 比率	参考
			単価／金額	単価／金額		
三洋ホームズ(株)	建設業	700	100,000 70,000,000	100,000 70,000,000	5.36%	*
(株)ナガオカ	金属製品	500	130,000 65,000,000	130,000 65,000,000	4.98%	*
日本テレネット(株)	サービス業	200	300,000 60,000,000	300,000 60,000,000	4.60%	*
クリーンエナジーファクトリー(株)	卸売業	110	100,000 11,000,000	450,000 49,500,000	3.79%	*
(株)フリール	サービス業	580	76,536 44,390,700	81,317 47,163,800	3.61%	*
(株)ランドーナージャパン	サービス業	100,000	123 12,300,000	447 44,700,000	3.42%	*
インタープロテイン(株)	医薬品	10,000	0 1	3,000 30,000,000	2.30%	*
(株)アイアイエスマテリアル	金属製品	300	30,261 9,078,300	100,000 30,000,000	2.30%	*
(株)SCホールディングス	小売業	150	200,000 30,000,000	200,000 30,000,000	2.30%	*
アクアサイエンス(株)	電気機器	150	15,264 2,289,600	150,000 22,500,000	1.72%	*
レックインダストリーズ(株)	機械	200	110,000 22,000,000	110,000 22,000,000	1.69%	*
(株)サプレ	サービス業	833	24,000 19,992,000	24,000 19,992,000	1.53%	*
(株)アクティブマーケティングシステム	サービス業	75	57,926 4,344,450	231,613 17,370,975	1.33%	*
明日香エレクトロン(株)	電気機器	300	2,106 631,800	50,000 15,000,000	1.15%	*
(株)コシダカホールディングス	サービス業	34	376,817 12,811,784	426,000 14,484,000	1.11%	
(株)エムアップ	情報・通信業	16,000	900 14,400,000	900 14,400,000	1.10%	*
(株)broncoビリー	小売業	7,100	1,861 13,211,226	2,010 14,271,000	1.09%	
ディーブイエックス(株)	卸売業	5,700	2,261 12,887,030	2,450 13,965,000	1.07%	
(株)バンテック	倉庫・運輸関 連業	57	122,000 6,954,000	232,600 13,258,200	1.02%	
アイディホーム(株)	不動産業	5,800	2,464 14,292,015	2,275 13,195,000	1.01%	
クルーズ(株)	サービス業	180	72,474 13,045,243	72,300 13,014,000	1.00%	
(株)MonotaRO	小売業	13,200	833 10,995,600	976 12,883,200	0.99%	
グリーン(株)	情報・通信業	9,200	1,332 12,251,987	1,395 12,834,000	0.98%	

銘柄	業種	株数 数量	帳簿価額	評価額	投資 比率	参考
			単価／金額	単価／金額		
ヒューリック(株)	不動産業	17,700	682 12,071,400	723 12,797,100	0.98%	
出光興産(株)	石油・石炭製 品	1,300	8,630 11,219,000	9,740 12,662,000	0.97%	
(株)カービュー	サービス業	82	136,989 11,233,076	153,700 12,603,400	0.97%	
(株)三栄建築設計	不動産業	10,400	1,410 14,663,006	1,200 12,480,000	0.96%	
(株)三菱総合研究所	情報・通信業	7,200	1,864 13,420,800	1,695 12,204,000	0.94%	
大研医器(株)	精密機器	13,700	910 12,467,000	889 12,179,300	0.93%	
第一精工(株)	電気機器	2,900	4,639 13,454,112	4,195 12,165,500	0.93%	

- ・平成23年3月31日現在の保有投資有価証券銘柄数は、公開銘柄44銘柄、未公開銘柄24銘柄です。
- ・参考欄*は未公開銘柄です。
- ・評価額は大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。
- ・投資比率は純資産総額に対する評価額の比率です。

種類別・業種別の投資比率

(平成23年3月31日現在、単位：円)

種類	業種	評価金額	投資比率	種類	業種	評価金額	投資比率
株式	サービス業	189,226,775	14.50%	株式	機械	22,000,000	1.69%
		279,087,475	21.38%			26,565,500	2.04%
	金属製品	95,000,000	7.28%		倉庫・運輸関連 業	—	—
		95,000,000	7.28%			21,052,200	1.61%
	小売業	30,000,001	2.30%		精密機器	5,941,000	0.46%
		87,700,101	6.72%			18,120,300	1.39%
	卸売業	49,500,000	3.79%		石油・石炭製品	—	—
		72,950,000	5.59%			12,662,000	0.97%
	電気機器	40,577,100	3.11%		化学	—	—
		70,705,000	5.42%			12,117,000	0.93%
	情報・通信業	26,400,000	2.02%		保険業	—	—
		70,483,600	5.40%			11,880,000	0.91%
	建設業	70,000,000	5.36%		銀行業	—	—
		70,000,000	5.36%			11,725,000	0.90%
	医薬品	36,934,781	2.83%		その他製品	—	—
		56,448,781	4.33%			7,901,000	0.61%
	不動産業	—	—		合計	972,624,257	74.52%
		48,226,300	3.70%				

- ・株式の各業種上段は、未公開株で内書きです。
- ・評価金額は大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。
- ・投資比率は純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当すべき事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当すべき事項はありません。

投資事業有限責任組合を通じて投資を行った株式等

該当すべき事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

平成23年3月31日現在、第8期から第10期計算期末および直近1年間の各月末の純資産等の推移は次の通りです。

なお、当投資法人は大阪証券取引所に上場しておりますので、当該市場価格を付記しております。

(単位：円)

期間	総資産額	純資産総額	1口当たりの純資産額	市場価格
第8期計算期末(平成21年1月31日)(分配付)	1,459,670,721	1,409,097,474	3,307	980
第8期計算期末(平成21年1月31日)(分配落)	1,459,670,721	1,409,097,474	3,307	
第9期計算期末(平成22年1月31日)(分配付)	1,244,275,465	1,221,040,422	2,866	970
第9期計算期末(平成22年1月31日)(分配落)	1,244,275,465	1,221,040,422	2,866	
第10期計算期末(平成23年1月31日)(分配付)	1,170,042,001	1,122,654,714	2,635	990
第10期計算期末(平成23年1月31日)(分配落)	1,170,042,001	1,122,654,714	2,635	
平成22年3月末日	1,385,049,680	1,374,359,661	3,226	1,110
平成22年4月末日	1,418,617,455	1,409,075,153	3,307	1,260
平成22年5月末日	1,324,580,425	1,301,278,173	3,054	1,390
平成22年6月末日	1,302,970,750	1,290,111,753	3,028	1,050
平成22年7月末日	1,134,981,367	1,108,185,591	2,601	1,000
平成22年8月末日	1,251,373,270	1,248,452,997	2,930	970
平成22年9月末日	1,282,642,585	1,262,743,200	2,964	985
平成22年10月末日	1,272,038,456	1,260,485,581	2,958	853
平成22年11月末日	1,316,820,698	1,300,874,586	3,053	950
平成22年12月末日	1,360,465,747	1,337,176,798	3,138	957
平成23年1月末日	1,170,042,001	1,122,654,714	2,635	990
平成23年2月末日	1,399,603,955	1,390,208,901	3,263	950
平成23年3月末日	1,315,649,308	1,305,152,634	3,063	950

注：計算期末および中間期末(平成22年7月末日)の数値は会計上の数値であり、それ以外の数値は大阪証券取引所への報告数値です。

② 【分配の推移】

本書提出日現在、直近3計算期間に支払われた分配金は次の通りです。

	分配金総額	1口当たりの分配金額
第8期(平成20年2月1日～平成21年1月31日)	－千円	－円
第9期(平成21年2月1日～平成22年1月31日)	－千円	－円
第10期(平成22年2月1日～平成23年1月31日)	－千円	－円

③ 【自己資本利益率(収益率)の推移】

	収益率
第8期(平成20年2月1日～平成21年1月31日)	－
第9期(平成21年2月1日～平成22年1月31日)	－
第10期(平成22年2月1日～平成23年1月31日)	－

・収益率は、計算期間末の分配付基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末の分配落ち基準価額(以下、前期末基準価額という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

- 平成13年7月10日 関東財務局長に対して証券投資法人設立届出書を提出
平成13年7月17日 設立登記
平成13年9月21日 登録（登録番号 関東財務局長 第6号）
平成13年8月17日 関東財務局長に対して有価証券届出書を提出
平成14年1月15日 大阪証券取引所へ上場
平成14年12月1日 資産運用を行う委託会社（以下、「資産運用会社」ということがあります。）の合併に伴い、資産運用会社をスミセイ グローバル投信株式会社から三井住友アセットマネジメント株式会社に変更
平成20年9月26日 当投資法人が発行する投資口を株式会社証券保管振替機構が取り扱うことについて、振替法第13条第1項に基づく同意（注）

（注） 上記同意に基づき、当投資口は、振替法のもとで、いわゆる「電子化」された投資口（振替投資口）となり、既に発行されている投資証券は株式等の取引にかかる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「決済合理化法」といいます。）施行日（平成21年1月5日）において無効となっています。また、新規の発行の際にも投資証券は発行されないこととなります。この「電子化」の後には、振替機関の振替制度の下、口座管理機関（証券会社や銀行等）が加入者（顧客）のために開設した口座にかかる振替口座簿に投資口が電子的に記録・記載され、かかる記録・記載によって投資口の権利の帰属が決定されます。「電子化」に伴って、投資法人の備える投資主に関する名簿は投資主名簿に一元化され、実質投資主名簿は廃止されています。

2【役員の状況】

(本書提出日現在)

氏名	役職名	主要略歴	所有投資口数 (口)
田原 俊男	執行役員	昭和47年4月 大福証券株式会社入社 昭和60年10月 太平洋証券株式会社投資管理室課長代理 平成元年11月 太平洋投信株式会社調査計画課長 平成10年5月 同 第一運用部長 平成12年10月 同 運用本部チーフファンドマネージャー兼 ストラテジスト 平成13年7月 ベンチャービジネス証券投資法人執行役員(現任) 平成14年12月 三井住友アセットマネジメント株式会社 投信運用グループシニアマネージャー 平成17年4月 同 投信運用グループPE室 シニアファンドマネージャー 平成18年4月 同 プライベートエクイティ運用グループ シニアファンドマネージャー 平成20年4月 同 プライベートエクイティ運用グループ 現在に至る	40
石田 恵美	監督役員	平成元年9月 中央新光監査法人入所 平成元年10月 会計士補登録 平成5年12月 公認会計士登録 平成7年4月 司法研修所入所(第49期) 平成9年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成9年4月 日比谷見附法律事務所入所 アソシエイト(勤務弁護士) 平成12年4月 同事務所パートナー(現任) 平成13年7月 ベンチャービジネス証券投資法人監督役員(現任) 平成16年10月 東京フロンティア投資法人監督役員(現任) 平成18年6月 株式会社武蔵野銀行監査役(現任) 現在に至る	0
藤川 裕紀子	監督役員	昭和63年10月 会計士補登録 昭和63年10月 中央新光監査法人入所 平成4年3月 公認会計士登録 平成8年7月 株式会社ジェイエスシー入社 平成9年8月 小林時宗税理士事務所入所 平成10年6月 金融監督庁(現金融庁)入庁 検査部検査総括課金融証券検査官 平成11年7月 同庁検査部検査総括課金融証券検査官兼専門検査官 平成12年1月 同庁検査部検査総括課専門検査官 平成12年7月 藤川裕紀子公認会計士事務所開設(現任) 平成13年7月 ベンチャービジネス証券投資法人監督役員(現任) 平成16年10月 東京フロンティア投資法人監督役員(現任) 平成20年7月 ニューシティ・レジデンス投資法人監督役員 現在に至る	0

3 【その他】

該当すべき事項はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、公募・増資の予定はありません。当投資法人投資口を取得しようとする場合、投資口は金融商品取引所において売買される時価により、取得することができます。

2【買戻し手続等】

当投資法人は、当投資法人規約第6条により、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない旨を定めています。したがって、当投資法人の投資主は、契約型投資信託における一部解約の請求に相当する投資口の払戻しの請求を行うことができません。

当投資法人は、平成14年1月15日に大阪証券取引所へ上場しております。投資口は金融商品取引所において売買される時価により、換金することができます。なお、取引所売買における換金時には、取扱販売会社による売買委託手数料等の費用が発生します。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

当投資法人の資産評価の方法は、原則として、日々の時価評価とし、その基準は以下に定める資産評価の方法および基準の通りとし、基準日は、当投資法人規約第27条に定める決算日（1月31日）とします。

純資産総額とは、当投資法人の資産評価の方法により算定された当投資法人の資産総額に繰延資産等を合算し、負債総額を控除した金額をいい、当該純資産総額を当投資法人の発行する総投資口数で除した金額を基準価額といいます。運用開始後、基準価額は日々計算され、当投資法人のホームページ（ホームページアドレス <http://www.venture-toushin.jp/>）で公表されております。

I 運用資産評価の原則

イ. 当投資法人は、運用資産の評価にあたっては、投資主のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとします。

ロ. 運用資産の評価は原則として時価によるものとします。

ハ. 運用資産の評価にあたっては、継続性を原則とします。

ニ. 当投資法人は、運用資産の評価にあたって、評価の信頼性の確保に努めるものとします。

ホ. 運用資産の評価方法および評価額は開示を原則とします。

なお、当投資法人の決算にあたって作成する計算書類等は、投信法、投資法人の計算に関する規則、社団法人投資信託協会の評価規則、当投資法人規約および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従い作成されるものとします。

II 金融商品取引所に上場されている有価証券

「投資法人の計算に関する規則」第6条第1項に定める有価証券については、時価をもって評価するものとします。採用する時価については、投信法第129条第2項および投資法人の計算に関する規則第6条第2項に基づき、計算を行う日の公表されている取引価格の終値に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とします。

なお、上記「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、以下に定める事項を除き、社団法人投資信託協会のルールに従うものとします。

評価日において取引価格の終値がない場合は、当該取引所の評価日における気配値で評価します。

ただし、最終の気配値として売り気配と買い気配の両者が公表されている場合には公表された売り気配の最安値と買い気配の最高値の仲値を時価として評価し、売り気配もしくは買い気配の一方のみが公表されている場合には、公表された売り気配の最安値または買い気配の最高値をもって評価します。また、評価日において気配値も公表されていない場合には、評価日前直近における終値または気配値をもって評価します。

III 上場予定有価証券

イ. 社団法人投資信託協会のルールに従うことを原則とします。

ロ. 上場予定有価証券の評価は、評価日の気配相場で評価し、評価日に気配相場がない場合には、直近の気配相場で評価することを原則とします。ただし、気配相場の発表が行われないものについては、取得価額で評価することができるものとします。

IV 未公開株式等

未公開株式等は時価のない有価証券として、別に定める「未公開株式等時価評価準則」に従い評価するものとします。

なお、当投資法人は、大阪証券取引所に上場しており、流通市場における投資家の利便に供するため、以

下に従い保有未公開株式等の評価を行った参考基準価額を、基準価額とあわせて公表しています。

イ. 運用資産についてより透明性を増すために、第三者機関の評価を採用することを原則とします。

ロ. 時価として付すべき価格の計算方法として、ディスカウントキャッシュフロー方式（DCF方式）および類似会社比準方式の併用を原則として、収益還元方式と類似会社比準方式の併用、類似会社比準方式ならびに純資産方式等の中から個別事例の特色にあわせて採用することを基本とします。

V 投資事業組合の出資持分

投資事業組合の出資持分の評価にあたっては、投資事業組合の純資産総額から算出された単位当りの出資持分価額で評価することを原則とします。

VI その他

上記に定めがない場合には、社団法人投資信託協会の評価ルールに原則として準ずるものとします。また、当投資法人の初回募集にかかる申込期間が満了した後においては、基準価額について、日々算定し、毎営業日毎に前営業日の価額を公表するものとします。

(2) 【保管】

決済合理化法の施行により、当投資口については振替投資口となり、投資証券を発行することができません。既に発行された投資証券は決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）において無効となり（振替法第227条3項）、投資口の新規発行および権利の移転は全て振替法に従い、振替口座簿への記録・記載によって行われることとなりましたので、投資主は、加入者として口座管理機関に投資口を記載または記録するための口座を開設し、維持する必要があります。投資主は、振替機関が振替法第3条第1項の指定を取り消された場合もしくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、または投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、当投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます。（振替法第227条第2項）

(3) 【存続期間】

当投資法人には、存続期間の定めはありません。

当投資法人の存続期間は、当初、平成13年7月17日から平成24年1月31日までとしておりましたが、平成18年12月開催の投資主総会において当投資法人規約を変更し、その存続期間に関する規定を削除しております。

(4) 【計算期間】

当投資法人の計算期間は、毎年2月1日から翌年1月31日までとします。

なお、当投資法人の最初の計算期間は、当投資法人設立の日である平成13年7月17日より平成14年1月31日までとします。

(5) 【その他】

イ. 当投資法人は、次の事由により解散します。

イ) 投資法人規約で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生

ロ) 投資主総会の決議

ハ) 合併（合併により当投資法人が消滅する場合）

ニ) 破産手続開始の決定

ホ) 解散を命ずる裁判

ヘ) 投信法第216条の規定による同法第187条の登録の取消し

ト) 投信法第190条第1項の規定による同法第187条の登録の拒否

ロ. 登録投資法人（投信法第187条の登録を受けた投資法人）は、同法第192条の規定により、次に該当することとなった場合、30日以内に監督官庁に届出ます。この場合、同法187条の登録は効力を失います。

イ) 合併により消滅したとき

ロ) 破産手続開始の決定により解散したとき

ハ) 前イ. イ) またはロ) に掲げる事由により解散したとき

ハ. 発行することができる投資口の総口数

イ) 当投資法人の発行することができる投資口の総口数（発行可能投資口総口数）は、100万口です。

ロ) 執行役員は、前イ) の範囲内において、役員会の承認を得たうえで投資口を引き受ける者の募集をすることができます。

ハ) 当該投資口の追加発行における1口当りの発行価額は、当投資法人に属する資産の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とします。

ニ) 当投資法人の発行する投資口の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、

100分の50を超えるものとします。

ニ. 当投資法人設立時の投資口

設立の際に発行した投資口の発行価額は、1口当り10,000円、発行口数は1万口です。

ホ. 投資主名簿等管理人

イ) 当投資法人は、投資口に対し投資主名簿等管理人を置きます。投資主名簿等管理人とは、投信法第117条の規定に従い、当投資法人が、その資産の運用および保管にかかる業務以外の業務にかかる事務を委託する者（以下「一般事務受託者」）のうち、投信法第117条第2号に定める、投資主名簿および投資法人債原簿の作成および備置きその他の投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務を、委託を受けて取り扱う者をいいます。本報告書提出日現在の投資主名簿等管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社です。

ロ) 投資主名簿等管理人にかかる事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容（新たな投資主名簿管理人に事務を委託したときは、その者の氏名または名称および住所ならびにその者に委託する事務の内容を含みます）を投資主に通知します。

ハ) 当投資法人の投資主名簿は、投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備え置きます。投資主名簿への記録ならびに投資主の権利行使に関連する事項およびその他投資口の取扱いに関する手続は投資主名簿等管理人が取り扱い、当投資法人においては取り扱わないものとします。

ヘ. 投資口の取扱

当投資法人の投資主名簿への記録ならびに投資主の権利行使に関連する事項およびその他投資口の取扱いに関する手続ならびにその手数料については、法令または当投資法人規約のほか、役員会にて定めるものとします。

ト. 投資法人が常時保持する最低限度の純資産額

当投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とします。

チ. 有価証券等の売却等

当投資法人は、運用資産に属する有価証券等の売却等を行うことができます。

リ. 再投資による運用

当投資法人は、前チ. の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することができるものとします。

ヌ. 損益の帰属

資産運用会社の運用により、当投資法人の運用資産に生じた利益および損失はすべて当投資法人に帰属します。

ル. 借入金および投資法人債発行の有無

当投資法人は、資金借入れおよび投資法人債の発行を行わないものとします。

ヲ. 投資法人の資産に関する報告

イ) 計算事務受託者は、毎決算日に損益計算を行い、運用資産に関する報告書等を作成して、これを当投資法人に提出します。

ロ) 執行役員は、前イ) に定める報告書等に基づき、計算事務受託者を通じて法令に定める計算関係書類を作成し、当該計算関係書類を会計監査人に提出し、その監査を受けます。

ハ) 会計監査人は、前ロ) の計算関係書類を受領した後、4週間以内に、法令に定める監査報告書を執行役員に提出するものとします。

ニ) 執行役員は前ロ) の計算関係書類および前ハ) の監査報告書を当投資法人役員会に提出し、その承認を受けるものとします。

ホ) 当投資法人は、前ロ) の計算関係書類および前ハ) の監査報告書を、法令に定めるところに従い、当投資法人の本店に備置き、閲覧に供するものとします。

ワ. オプションの発行

当投資法人は、投資口を買付けるオプションを発行することができません。

カ. 投資法人規約の変更

投資法人規約を変更するには、発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席者の議決権の3分の2以上により可決される必要があります。ただし、書面による議決権行使が認められていること、および投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記「3投資主・投資法人債権者の権利(1)」をご参照下さい。

投資法人規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限または分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて当投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

ヨ. 関係法人との契約の更改・解約等

イ) 一般事務委託契約

a) (投資主名簿等管理人)

当投資法人は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で一般事務委託契約を締結しています。

(契約期間)

契約の有効期間は契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

(契約の変更および解約)

契約を変更または解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更および解約は双方が合意の上行うものとします。

当投資法人は、三菱UFJ信託銀行株式会社が下記1. から4. に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

1. 委託契約の各条項に違反したとき
2. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続きが開始されたとき
3. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき
4. 振出しにかかる手形、小切手が不渡りになったとき

当投資法人に上記1. から4. の事由が生じた際には、三菱UFJ信託銀行株式会社は契約を解約することができます。

b) (計算事務受託者)

当投資法人は、住友信託銀行株式会社との間で一般事務委託契約を締結しています。

(契約期間)

契約の有効期間は契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

(契約の変更および解約)

契約を変更または解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。変更および解約は双方が合意の上行うものとします。

当投資法人は、住友信託銀行株式会社が下記1. から4. に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

1. 契約の各条項に違反したとき
2. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続きが開始されたとき
3. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき
4. 振出しにかかる手形、小切手が不渡りになったとき

当投資法人に上記1. から4. の事由が生じた際には、住友信託銀行株式会社は契約を解約することができます。

ロ) 資産運用委託契約

当投資法人は、三井住友アセットマネジメント株式会社との間で資産運用委託契約を締結しています。

(契約期間)

契約は当初、平成14年12月1日から平成24年1月31日までの期間としておりましたが、平成18年12月開催の投資主総会において当投資法人の規約が変更され、その存続期間を無期限に延長したため、その延長期間分、契約は存続するものとします。

(契約の解約)

契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は双方が協議し、その協議結果は投資主総会の承認を得るものとします。

上記の規定にかかわらず、当投資法人は、三井住友アセットマネジメント株式会社が下記の1. または2. に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議を経て契約を解約することができるものとし、この場合、投資主総会の承認を得ることを要しないものとします。

1. 三井住友アセットマネジメント株式会社が職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
2. 前1. に掲げる場合のほか、資産の運用にかかる業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき

三井住友アセットマネジメント株式会社は、当投資法人の同意を得なければ、契約を解約することはできません。

当投資法人は、三井住友アセットマネジメント株式会社が下記1. から3. に定める事由の一つにでも該当

する場合には、契約を解約しなければなりません。

1. 投信法で定める資産運用会社でなくなったとき
2. 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき
3. 解散したとき

三井住友アセットマネジメント株式会社は、当投資法人に対し、契約の終了に当たり、運用業務の引継ぎに必要な事務を行うなど、契約終了後の事務の移行に関して協力する義務を負うものとします。

(契約の変更)

契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は双方が合意の上行うものとします。ただし、当該変更が資産運用報酬にかかる変更である場合は、投資主総会の承認を得るものとします。

ハ) 資産保管委託契約

当投資法人は、住友信託銀行株式会社との間で資産の保管にかかる業務を委託するため、資産保管委託契約を締結しています。

(契約期間)

契約は当初、平成14年12月1日から平成24年1月31日までの期間としておりましたが、平成18年12月開催の投資主総会において当投資法人の規約が変更され、その存続期間を無期限に延長したため、その延長期間分、契約は存続するものとします。

(契約の変更および解約)

契約を変更または解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。変更および解約は双方が合意の上行うものとします。

当投資法人は、住友信託銀行株式会社が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

1. 契約の各条項に違反したとき
2. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続きが開始されたとき
3. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき
4. 振出しにかかる手形、小切手が不渡りになったとき

当投資法人に上記1. から4. の事由が生じた際には、住友信託銀行株式会社は契約を解約することができます。

(委託事務の再委託)

住友信託銀行株式会社は委託事務を行うに際し、自己の責任で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再委託することができます。住友信託銀行株式会社が、委託事務を再委託する場合には、契約上の住友信託銀行株式会社の義務を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に遵守させなければなりません。なお、再委託後も、住友信託銀行株式会社は当投資法人に対し、契約に基づく義務の履行について一切の責任を免れないものとします。

ニ) 特別口座の管理に関する契約

当投資法人は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で特別口座の管理に関する事務を委託するため、特別口座の管理に関する契約を締結しています。

(契約期間)

契約期間の定めはありません。

(契約の解約)

1. 当事者間の文書による解約の合意があったとき。この場合には、本契約は両当事者の合意によって指定する日に終了する。
2. 当事者のいずれか一方に以下に掲げる事由のいずれかが生じた場合で、他方当事者が本契約の解除を文書で通知したとき。この場合には、本契約は解除を通知する文書において指定する日に終了する。
 - ア. 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始の申立（法律改正により新たな倒産手続が創設された場合は、当該手続開始の申立を含む）があった場合
 - イ. 支払の停止があった場合または支払不能に陥った場合
 - ウ. 手形交換所の取引停止処分があった場合
 - エ. 会社組織に重大な変更があった場合
 - オ. 違法行為その他反社会的な行為があった場合
3. 当事者のいずれか一方が本契約につき違反をした場合で、他方当事者が本契約の解除を文書で通知したとき。この場合には、その通知発信の日から1ヶ月を経過した日をもって終了する。ただし、契約違反の内容が重大で契約の続行に支障を及ぼすと認められる場合は、通知において指定する日に終了する。

4. 当事者間に投資主名簿等管理人業務にかかる一般事務委託契約が締結されており、当該契約について契約の終了事由もしくは三菱UFJ信託銀行株式会社が解約権を行使しうることが発生した場合であって、三菱UFJ信託銀行株式会社が本契約の解除を文書で通知したとき。この場合には、その通知発信の日から1ヶ月を経過した日または当該通知において指定する日に終了する。

(契約の変更)

特別口座の管理に関する契約について、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他契約の変更が必要な事由が生じた場合は、両当事者が協議のうえ、これを改定します。

タ. 当投資法人は、計算期間の終了毎に報告書を作成して、決算日現在の投資主に交付します。

レ. 当投資法人が投資主に対してする公告は、日本経済新聞に掲載されます。

2 【利害関係人との取引制限】

(1) 利害関係人等との取引制限

資産運用会社が一定の者との間で行う取引については、法令により、一定の制限が課せられています。かかる制限には、以下のものが含まれます。

イ. 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行なうこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」といいます。）第128条で定めるものを除きます。

ロ. 資産運用会社が自己の監査役、役員に関する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）

ハ. 資産運用会社は、法令の定めるところにより、以下のとおりその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています（金融商品取引法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項）。ここで「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）で定める要件に該当するものをいい（金融商品取引法第31条の4第3項）、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当するものをいいます（金融商品取引法第31条の4第4項）。

イ) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」といいます。）第130条第2項）。

ロ) 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金融商品取引法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項）。

ハ) 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項）。

ニ) イ) からハ) までは掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして業府令に定める行為（金融商品取引法第44条の3第1項第4号、業府令第153条、投信法第223条の3第3項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）第267条。以下の行為を含みます。）。

1. 通常取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。

2. 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約（金融商品取引法第34条に定義される「金融商品取引契約」をいいます。）を締結することを条件としてその親法人等または子法人等がその顧客に対して通常取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っている事を知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること。

(2) 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じ。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投

信法施行規則で定めるところにより、当該取引にかかる事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令で定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

(3) 資産の運用の制限

投資法人は、①その執行役員又は監督役員、②その資産運用会社、③その執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、④その資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で、次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行うことは認められません（投信法第193条、第195条、投信法施行令第116条乃至第118条）。

- ① 有価証券の取得又は譲渡
- ② 有価証券の貸借
- ③ 不動産の取得又は譲渡
- ④ 不動産の貸借
- ⑤ 不動産の管理の委託
- ⑥ 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことにかかる取引以外の特定資産にかかる取引
- ⑦ 商品の生産、製造、加工その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことにかかる取引以外の特定資産にかかる取引

3【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主の権利（および責任）の範囲は、その有する投資口の引受価額を限度とします。

イ. 投資口数に応じて、各投資主は投資主総会における議決権を有しています。

投資主総会に出席しない投資主は、投資主総会の招集の通知とともに添付される投資主が議決権を行使するための書面を、投資主総会の会日の前日までに当投資法人に郵送することにより、議決権を行使することができます。

当投資法人は、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提案された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）につき賛成するものとみなす規定を当投資法人規約に定めています。

ロ. 投資主は、当投資法人が当投資法人規約に従い金銭により分配する分配金を受領する権利を有しています。

分配金は、各決算日現在の最終の投資主名簿に記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数または登録投資口質権者の有する質権の目的である投資口の口数に応じて分配されます。

なお、分配金は、決算日より3ヵ月以内に、投資主名簿上の住所地に郵送されます。分配金支払開始の日から満3年を経過した当該分配金については、当投資法人はその支払の義務を免れる旨の規定が当投資法人規約にあります。

ハ. 当投資法人は、当投資法人規約により投資主の請求による投資口の払戻しを行いません。

前記「1 資産管理等の概要(3) 存続期間および(5) その他」に記されるように、当投資法人が解散したとき等のほか、投資口の併合若しくは分割により1口に満たない端数が生じ、その部分に相当する金銭の支払を実施するときには、投資主は、払戻請求権若しくは残余財産請求権を有します。

ニ. 投資主は、執行役員に対し、理由を付した書面をもって会計の帳簿および書類の閲覧または謄写を請求する帳簿閲覧権を有しています。

ホ. 投資主は、以下の共用権を有しています。

イ) 代表訴訟提起権

6ヵ月前から引続き投資口を有する投資主は、当投資法人に対して書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員または監督役員の実行責任を追及する訴訟の提起を請求することができます。

ロ) 執行役員等の違法行為差止請求権

執行役員が当投資法人の目的範囲内ではない行為もしくは法令または規約に違反する行為をすることにより当投資法人に損害が発生する恐れがある場合には、6ヵ月前から引続き投資口を有する投資主は、当投資法人のために執行役員に対してその行為の差止めを請求することができます。

ハ) 執行役員等解任請求権

発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前から引続き投資口を有するものに限り、）は、執行役員または監督役員の実行職務遂行に関し不正な行為もしくは法令または規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会で当該役員の実行の解任が否決された場合には、30日以内に監督官庁に当該役員の実行の解任を請求することができます。

ニ) 投資主総会決議取消権

投資主は、投資主総会の招集の手続きもしくは決議の方法が、法令もしくは規約に違反または著しく不正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、または決議について特別の利害関係を有する投資主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときは、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。

ホ) 投資主総会招集権

発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前から引続き投資口を有するものに限り、）は、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を執行役員に対して提出し、投資主総会の招集を請求することができます。

ヘ) 投資主提案権

発行済投資口の総口数の100分の1以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前から引続き投資口を有するものに限り、）は、執行役員に対して会日より8週間前に一定の事項を投資主総会の会議の目的となすべきことを請求することができます。ただし、その事項が投資主総会で決議すべき事項ではない場合はこの限りではありません。

ト) 検査役選任請求権

発行済投資口の総口数の100分の1以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前から引続き投資口を有するものに限り、）は、投資主総会招集の手続きおよびその決議方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に請求することができます。

チ) 新投資口発行、設立および合併無効訴権

投資主は、新投資口発行について重大な法令もしくは規約違反があった場合、設立もしくは合併手続きに瑕

疵があった場合には、当投資法人に対して新投資口発行または設立もしくは合併無効の訴えを提起することができます。

リ) 解散請求権

発行済投資口の総口数の10分の1以上に当たる投資口を有する投資主は、当投資法人の業務の執行上著しい難局により当投資法人に回復できないような損害が生じまたは生じる恐れのある場合もしくは、当投資法人の財産の管理または処分が著しく失当で当投資法人の存続の危機となるような場合には、裁判所に当投資法人の解散を請求することができます。

(2) 投資法人債権者の権利

- イ. 投資法人の債権者は、投資法人の純資産の額が基準純資産額（最低純資産額に5,000万円を加えた額）を下回ったときにおいて、投資口の払戻しを受けた者に対して、当該払戻しを受けた額を投資法人に返還させることができます。
- ロ. 投資法人が貸借対照表上の純資産額から基準純資産額を控除した額を超えて金銭の分配を行ったときには、投資法人の債権者は、投資主から、その分配を受けた金額を投資法人に返還させることができます。
- ハ. 当投資法人は規約第25条において投資法人債を発行しないことを定めていますので、当投資法人については、投資法人債に係る債権者の権利は発生しません。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

(平成23年3月31日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友アセットマネジメント株式会社	2,000百万円	金融商品取引法に定める金融商品取引業者としての投資運用業および投資助言業

(2)【運用体制】

ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

イ 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

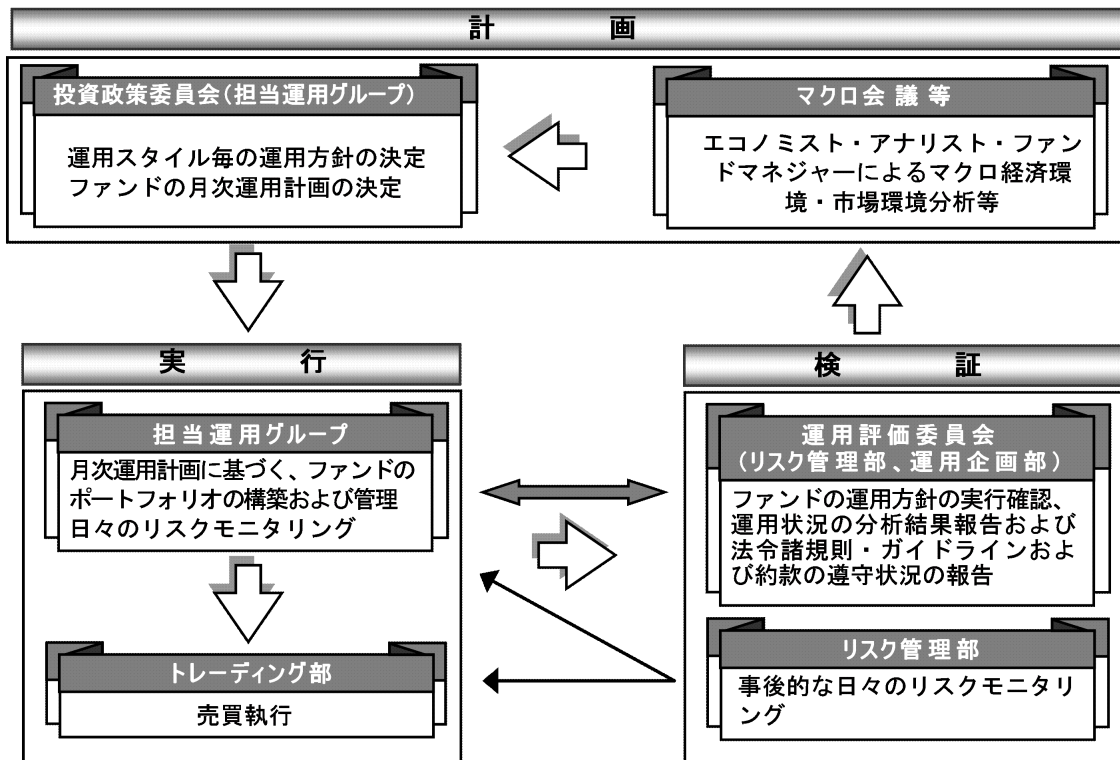
ロ 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

ハ 検証 (Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

[ファンドの運用体制]



※リスク管理部は9名程度、運用企画部は9名程度で構成されています。

※ファンドの運用体制は、資産運用会社の組織変更等により、変更されることがあります。

(3) 【大株主の状況】

(平成23年3月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

(4) 【役員状況】

(平成23年3月31日現在)

役職名	氏名	略歴	所有株数
取締役会長	永原 義之	昭和49年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 コンシューマー営業部長兼本店上 席調査役 平成14年7月 同行 日本橋東法人営業部長 平成15年6月 同行 執行役員 平成17年6月 同行 常任監査役 平成18年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社 取締役会長 現在に至る	0
代表取締役 社長兼CEO	前田 良治	昭和52年4月 住友生命保険相互会社 入社 平成10年1月 同社 年金運用部次長 平成14年4月 住友ライフ・インベストメント株式会社執行役員 投資本部CIO（アセットアロケーション担当） 平成14年12月 三井住友アセットマネジメント株式会社執行役員 平成17年4月 同社 常務執行役員 平成18年6月 同社 常務取締役兼常務執行役員 平成19年6月 同社 代表取締役社長兼CEO 現在に至る	0
取締役副社長	富士 壮一	昭和52年4月 三井生命保険相互会社（現三井生命保険株式会社）入社 平成12年10月 同社 法人業務部門年金業務グループマネージャー 平成13年4月 三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社 取締 役副社長兼チーフ・オペレーティング・オフィサー 平成14年12月 三井住友アセットマネジメント株式会社執行役員 平成17年4月 同社 常務執行役員 平成18年6月 同社 常務取締役兼常務執行役員 平成19年6月 同社 取締役副社長兼副社長執行役員 現在に至る	0

役職名	氏名	略歴	所有株数
取締役副社長	板倉 雄吉	昭和51年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 平成6年4月 同社 国際投資部課長 ロンドン駐在 平成13年10月 三井住友海上アセットマネジメント株式会社 出向 年金事業部長 平成16年4月 三井住友アセットマネジメント株式会社 企画グループヘッド 平成17年4月 同社 執行役員 平成18年9月 同社 常務取締役兼常務執行役員 平成19年6月 同社 取締役副社長兼副社長執行役員 現在に至る	0
非常勤取締役	近藤 祐	昭和40年4月 三井物産株式会社 入社 平成8年6月 同社 取締役財務部長 平成10年6月 同社 代表取締役常務取締役 平成14年4月 同社 代表取締役専務取締役兼専務執行役員CFO（経・リスクマネジメント部門長） 平成16年4月 同社 代表取締役副社長執行役員CFO 平成17年6月 同社 常勤監査役 平成18年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社 非常勤取締役（現任） 平成21年6月 三井生命保険株式会社 非常勤監査役（現任） 現在に至る	0
非常勤取締役	伊藤 雄二	昭和45年4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社 平成9年6月 同社 取締役 支配人委嘱 平成13年6月 同社 常務取締役 平成15年6月 同社 常務取締役 常務執行役員 平成16年6月 同社 取締役 常務執行役員 平成18年6月 同社 顧問（現任） 神東塗料株式会社監査役（現任） 平成19年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社 非常勤取締役 現在に至る	0
常勤監査役	山本 英一	昭和52年4月 住友生命保険相互会社 入社 平成11年1月 同社 証券投資部次長 平成11年6月 スミセイ グローバル投信株式会社 取締役 平成12年4月 同社 常務取締役 平成14年12月 三井住友アセットマネジメント株式会社 執行役員 平成16年10月 住友生命保険相互会社 運用企画部審議役 平成17年7月 同社 株式運用部長 平成19年10月 同社 支配人兼株式運用部長 平成21年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社 常勤監査役 現在に至る	30

役職名	氏名	略歴	所有株数
常勤監査役	仙田 秀実	昭和56年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 昭和63年4月 同行 証券部証券業務室長代理（東京） 昭和63年8月 同行 証券部長代理（東京） 平成6年4月 同行 人形町支店長代理 平成8年4月 同行 調査役補（東京駐在）（住友キャピタル証券株式会社出向） 平成11年4月 同行 副調査役（東京駐在）（大和証券エスビーキャピタル・マーケット株式会社出向） 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 本店 上席調査役（大和証券エムビーシー株式会社出向） 平成21年4月 同行 監査部 上席考査役 平成22年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社 常勤監査役（現任） 現在に至る	0
非常勤監査役	内藤 和晃	昭和49年4月 三井生命保険相互会社（現三井生命保険株式会社）入社 平成13年7月 同社 執行役員 法人業務本部副本部長兼東京法人 第二部長 平成15年4月 同社 常務執行役員 運用統括役員 平成15年10月 同社 常務執行役員 運用統括役員兼リスクマネジメントコミッティー参与 平成16年6月 同社 取締役 常務執行役員 運用統括役員兼リスクマネジメントコミッティー参与 平成17年4月 エムエルアイ・システムズ株式会社 代表取締役社長 平成19年4月 三井生命保険株式会社 資産運用部参与 平成19年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社 常勤監査役 平成22年6月 同社 非常勤監査役（現任） 現在に至る	0
非常勤監査役	野崎 道雄	昭和45年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 平成8年4月 同社 大阪企業第三部長 平成11年10月 同社 開発営業本部金融法人部長 平成13年10月 同社 東京企業業務部長（コンプライアンス・オフィサー） 平成14年3月 同社 国際業務部長 平成14年7月 同社 理事 国際業務部長 平成16年6月 同社 常任監査役 平成19年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社 非常勤監査役（現任） 平成21年6月 グリーンアーム株式会社 非常勤監査役（現任） 現在に至る	0
非常勤監査役	久保 哲也	昭和51年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成15年6月 同行 執行役員 香港支店長 平成16年4月 同行 執行役員 国際統括部長 平成18年4月 同行 執行役員 国際部門副責任役員 平成18年7月 同行 常務執行役員 米州本部長 平成20年4月 同行 常務執行役員 投資銀行部門統括責任役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 平成20年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社 非常勤監査役（現任） 平成21年4月 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員（現任） 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員（現任） 現在に至る	0

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める資産運用会社は、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業又は投資一任契約に基づく運用業務）を行っております。

また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成23年3月31日現在、資産運用会社が資産を運用する投資法人は当投資法人のほか以下のとおりです。

(平成23年2月28日現在)

名称	東京フロンティア投資法人
基本的性格	主として投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合の出資持分への投資を通じて、東京都都下に事業活動の拠点をおき、株式公開を目指すわが国の未公開企業の発行する株式等に投資します。わが国の未公開株式等に対しては、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性の確保を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的とします。なお、本書提出日現在、私募による募集販売のみで上場公開はしていません。
設立年月日	平成16年10月20日
純資産額	2,133,256,909円
1口当たり純資産額	4,063円

2 【その他の関係法人の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(a) 一般事務受託者

- イ. 名称： 住友信託銀行株式会社
ロ. 資本金の額： 342,037百万円（平成22年9月30日現在）
ハ. 事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(b) 一般事務受託者および特別口座の口座管理機関

- イ. 名称： 三菱UFJ信託銀行株式会社
ロ. 資本金の額： 324,279百万円（平成22年9月30日現在）
ハ. 事業の内容： 信託業および銀行業を営んでいます。

(c) 資産保管会社

- イ. 名称： 住友信託銀行株式会社
ロ. 資本金の額： 342,037百万円（平成22年9月30日現在）
ハ. 事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考情報)

- (a) 一般事務受託者および(c) 資産保管会社の住友信託銀行株式会社は、各業務を下記の信託銀行に再委託します。

〈再受託者〉

- イ. 名称： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
ロ. 資本金の額： 51,000百万円（平成22年9月30日現在）
ハ. 事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 【関係業務の概要】

(a) 一般事務受託者（住友信託銀行株式会社）

当投資法人の運用にかかる資産の計算に関する業務を行います。

(b) 一般事務受託者および特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行株式会社）

- ・発行する投資口の名義書換に関する業務
- ・投資証券の発行に関する業務
- ・機関（投資主総会・役員会）の運営に関する業務
- ・投資主に対して分配をする金銭の支払に関する業務
- ・投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する業務
- ・計算に関する業務（運用資産にかかる計算を除きます。）
- ・会計帳簿の作成に関する業務
- ・納税に関する業務
- ・特別口座の管理に関する事務

(c) 資産保管会社（住友信託銀行株式会社）

当投資法人の資産の保管にかかる業務を行います。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下、「財務諸表等規則」といいます。）並びに同規則第2条により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号）（以下、「投資法人計算規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号、平成21年3月24日付内閣府令第5号、平成22年9月30日付内閣府令第45号、平成22年11月19日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成21年2月1日から平成22年1月31日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成22年2月1日から平成23年1月31日まで）については改正後の財務諸表等規則及び内閣府令第45号附則第2条より内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

また、投資法人計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号、平成22年9月30日付内閣府令第45号、平成22年12月6日付内閣府令第53号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成21年2月1日から平成22年1月31日まで）については改正前の投資法人計算規則に基づき、第10期計算期間（平成22年2月1日から平成23年1月31日まで）については内閣府令第35号及び内閣府令第53号改正後の投資法人計算規則及び内閣府令第45号附則第19条第2項より、内閣府令第45号改正前の投資法人計算規則に基づき作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、千円単位で表示し、単位未満は切り捨てております。

2. 監査証明について

当投資法人は、第9期計算期間（平成21年2月1日から平成22年1月31日まで）および第10期計算期間（平成22年2月1日から平成23年1月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第9期 (平成22年1月31日現在)	第10期 (平成23年1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	467,694	307,358
有価証券	421,506	467,033
未収入金	1,369	4,332
未収配当金	2,006	1,070
流動資産合計	892,577	779,794
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	346,681	386,233
破産更生債権等	5,017	4,013
投資その他の資産合計	351,698	390,247
固定資産合計	351,698	390,247
資産合計	1,244,275	1,170,042
負債の部		
流動負債		
未払金	6,416	32,147
未払費用	15,068	13,858
未払法人税等	950	950
繰延税金負債	789	420
預り金	10	10
流動負債合計	23,235	47,387
負債合計	23,235	47,387
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	※2 4,260,600	※2 4,260,600
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	△3,039,559	△3,137,945
剰余金合計	△3,039,559	△3,137,945
投資主資本合計	1,221,040	1,122,654
純資産合計	※1 1,221,040	※1 1,122,654
負債純資産合計	1,244,275	1,170,042

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第9期		第10期	
	自	平成21年2月1日 至 平成22年1月31日	自	平成22年2月1日 至 平成23年1月31日
営業収益				
受取配当金		9,878		13,894
受取利息		309		160
有価証券売買等損益		△148,440		△62,049
その他の営業収入		6		4
営業収益合計		△138,245		△47,989
営業費用				
執行役員及び監督役員報酬		3,600		3,600
資産運用報酬		14,437		12,478
資産保管手数料		1,460		1,262
一般事務委託手数料		11,147		14,907
組合運営費		8,032		—
その他営業費用		15,718		17,595
営業費用合計		54,396		49,844
営業損失(△)		△192,641		△97,834
営業外収益				
雑収入		※1 4,692		30
営業外収益合計		4,692		30
経常損失(△)		△187,949		△97,803
特別利益				
貸倒引当金戻入額		1,003		—
特別利益合計		1,003		—
税引前当期純損失(△)		△186,946		△97,803
法人税、住民税及び事業税		950		950
法人税等調整額		160		△368
法人税等合計		1,110		581
当期純損失(△)		△188,057		△98,385
前期繰越損失(△)		△2,851,502		△3,039,559
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)		△3,039,559		△3,137,945

(3) 【投資主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第9期		第10期	
	自	平成21年2月1日 至 平成22年1月31日	自	平成22年2月1日 至 平成23年1月31日
投資主資本				
出資総額				
前期末残高		4,260,600	※1	4,260,600
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		※1 4,260,600	※1	4,260,600
剰余金				
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)				
前期末残高		△2,851,502		△3,039,559
当期変動額				
当期純損失(△)		△188,057		△98,385
当期変動額合計		△188,057		△98,385
当期末残高		△3,039,559		△3,137,945
剰余金合計				
前期末残高		△2,851,502		△3,039,559
当期変動額				
当期純損失(△)		△188,057		△98,385
当期変動額合計		△188,057		△98,385
当期末残高		△3,039,559		△3,137,945
投資主資本合計				
前期末残高		1,409,097		1,221,040
当期変動額				
当期純損失(△)		△188,057		△98,385
当期変動額合計		△188,057		△98,385
当期末残高		1,221,040		1,122,654
純資産合計				
前期末残高		1,409,097		1,221,040
当期変動額				
当期純損失(△)		△188,057		△98,385
当期変動額合計		△188,057		△98,385
当期末残高		1,221,040		1,122,654

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	第9期 自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日	第10期 自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日
	金額(千円)	金額(千円)
I 当期末処理損失	3,039,559	3,137,945
II 分配金 (投資口1口当たりの分配金の額)	— (-円)	— (-円)
III 次期繰越損失	3,039,559	3,137,945
IV 分配金の額の算出方法	当投資法人の規約第28条第1項に定める分配可能金額が0円のため、分配を行っておりません。	同左

(5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	第9期		第10期	
	自	平成21年2月1日 至 平成22年1月31日	自	平成22年2月1日 至 平成23年1月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純損失 (△)		△186,946		△97,803
受取利息及び受取配当金		△10,188		△14,054
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△1,003		—
有価証券の増減額 (△は増加)		57,829		△45,526
投資有価証券の増減額 (△は増加)		341,953		△38,549
未収入金の増減額 (△は増加)		1,203		△2,390
未払金の増減額 (△は減少)		△22,148		25,730
未払費用の増減額 (△は減少)		△645		△1,210
その他		—		0
小計		180,053		△173,803
利息及び配当金の受取額		9,777		14,990
法人税等の支払額		737		△1,522
営業活動によるキャッシュ・フロー		190,568		△160,335
財務活動によるキャッシュ・フロー				
分配金の支払額		△4,704		—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△4,704		—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		185,863		△160,335
現金及び現金同等物の期首残高		281,830	※1	467,694
現金及び現金同等物の期末残高	※1	467,694	※1	307,358

(6) 【注記表】

1. 重要な会計方針に関する注記

期別 項目	第9期 自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日	第10期 自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 売買目的有価証券 時価法を採用しております。 なお、売却原価は移動平均法により算定しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p> <p>(3) 投資事業有限責任組合への出資金に係る会計処理 投資事業有限責任組合への出資金に係る会計処理は、原則として、投資事業有限責任組合の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表に基づき、投資事業有限責任組合の資産及び負債については持分相当額を純額で、収益及び費用については損益項目の持分相当額を計上することとしております。</p> <p>ただし、東洋キャピタル・ブイビー投資事業有限責任組合については、当組合の事業年度の期首から解散日である平成21年5月31日の期間に係る財務諸表及び平成21年6月1日から清算終了日である平成21年7月10日までの期間に係る財務諸表に基づき、みらい・エス・ジー投資事業有限責任組合については、当組合の事業年度の期首から解散日である平成21年11月30日の期間に係る財務諸表及び平成21年12月1日から清算終了日である平成21年12月25日までの期間に係る財務諸表に基づき、フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合については、当組合の事業年度の期首から解散日である平成21年11月8日の期間に係る財務諸表及び平成21年11月9日から清算終了日である平成21年12月29日までの期間に係る財務諸表に基づき、また、エンゼル・ブイビー投資事業組合については、当組合の事業年度の期首から解散日である平成21年11月30日の期間に係る財務諸表に基づき、本投資法人の持分相当額を計上しております。</p>	<p>(1) 売買目的有価証券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p> <p>(3) 投資事業有限責任組合への出資金に係る会計処理 投資事業有限責任組合への出資金に係る会計処理は、原則として、投資事業有限責任組合の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表に基づき、投資事業有限責任組合の資産及び負債については持分相当額を純額で、収益及び費用については損益項目の持分相当額を計上することとしております。</p> <p>ただし、エンゼル・ブイビー投資事業組合については、平成21年12月1日から清算終了日である平成22年5月31日までの期間に係る財務諸表に基づき、本投資法人の持分相当額を計上しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>

項目	期別 第9期 自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日	第10期 自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、上場株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、当座預金及び普通預金等の預入れ期間が3ヶ月を超えない預金等としております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

(重要な会計方針の変更)

第9期 (自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)	第10期 (自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日)
該当事項はありません。	同左

(表示方法の変更)

第9期 (自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)	第10期 (自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日)
(損益計算書関係) 第8期計算期間に区分掲記しておりました印刷費（第9期計算期間255千円）は重要性が減少したため、当計算期間よりその他営業費用に含めて表示しております。	(損益計算書関係) 第9期計算期間に区分掲記しておりました組合運営費（第10期計算期間218千円）は重要性が減少したため、当計算期間よりその他営業費用に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

第9期 (平成22年1月31日現在)	第10期 (平成23年1月31日現在)
※1 「投資信託及び投資法人に関する法律」第67条第4項に規定する最低純資産額 50,000千円	※1 「投資信託及び投資法人に関する法律」第67条第4項に規定する最低純資産額 50,000千円
※2 投資主資本の欠損 貸借対照表上の純資産額が出資総額を下回っており、その差額は3,039,559千円であります。	※2 投資主資本の欠損 貸借対照表上の純資産額が出資総額を下回っており、その差額は3,137,945千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

第9期 (自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)	第10期 (自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日)
※1 営業外収益 雑収入4,692千円のうち4,686千円は当投資法人の規約第28条第4項の規定により支払開始の日から満3年を経過し、時効が成立した第5期に係る未払金銭分配金であります。	該当事項はありません。

4. 投資主資本等変動計算書に関する注記

第9期 (平成22年1月31日現在)	第10期 (平成23年1月31日現在)
※1 発行可能投資口総口数および発行済投資口総口数 発行可能な投資口の総数 1,000,000口 発行済投資口総口数 426,060口	※1 発行可能投資口総口数および発行済投資口総口数 発行可能な投資口の総数 1,000,000口 発行済投資口総口数 426,060口

5. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

第9期 (自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)	第10期 (自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年1月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">467,694千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">一千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">467,694千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	467,694千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円	現金及び現金同等物	467,694千円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年1月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">307,358千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">一千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">307,358千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	307,358千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円	現金及び現金同等物	307,358千円
現金及び預金勘定	467,694千円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円												
現金及び現金同等物	467,694千円												
現金及び預金勘定	307,358千円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円												
現金及び現金同等物	307,358千円												

6. リース取引に関する注記

第9期 (自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)	第10期 (自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日)
該当事項はありません。	同左

7. 金融商品に関する注記

(追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

i. 金融資産の運用方針

当投資法人は規約に定める運用方針に従い、国内株式を主要投資対象とし、運用資産の中長期的な成長に資することを目的としており、また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開企業の発行する株式等に一定の投資を行うことを基本方針としております。

なお、余資に関しては安全性および流動性を重視し、預金および合同金銭信託に限定して運用しており、投機的取引を行わない方針です。

ii. 金融負債の調達方針

当投資法人は規約第25条により、資金借入れおよび投資法人債の発行を行いません。

iii. 業務の概要

当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に定める投資法人であり、規約に定める運用方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

②金融商品の内容およびそのリスク

i. 金融商品の内容

当投資法人の投資対象は規約に定めており、当計算期間において組入れた主要な金融商品は公開株式および未公開株式です。当期末の保有残高については、附属明細表に記載しております。

ii. 金融商品に関するリスク

当投資法人が保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。

公開株式および未公開株式に関するリスク

・市場リスク

公開株式については、主に株式市場の相場変動による価格変動リスクがあります。

・信用リスク

公開株式および未公開株式については、当該株式等を発行する企業の信用状況

の悪化により、企業価値が著しく毀損するリスクがあります。

・流動性リスク

公開株式については、市場動向や取引量等の状況により、取引できる金額が少なかったり、場合によっては取引できないリスクや、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされたりするリスクがあります。

また、未公開株式等については、取引市場がなく相対取引となることから、公開株式に比し流動性が著しく劣るため、速やかに売却できないリスクや取引価格が著しく低くなるリスクがあります。

③金融商品に係るリスク管理体制

運用部署から独立した管理組織を設置し、リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図ることとし、そのチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会に対し、モニタリング部署からの報告が義務づけられています。

公開株式および未公開株式に関するリスク管理

・市場リスクの管理

株式についての市場リスク管理体制については、まず、投資時点において、利益成長が可能と予想される有望銘柄を選定し、妥当な価格で、業種並びに銘柄の分散に留意して投資を行うことにより、価格下落のリスクを極力排除することを基本方針としております。

投資後は、個別銘柄の騰落の影響がファンドへ大きく反映されることを回避するとともに、他の銘柄との分散投資効果を高めることを目的に、1銘柄あたりの組入比率の上限を設け、日々モニタリングを行っています。

・信用リスクの管理

公開株式についての信用リスク管理体制については、投資候補先企業の事業の成長性、財務内容、経営者の資質、投資採算性等について総合的に評価を行い、投資の可否を判断しております。また、投資後は、投資先企業の財務状況や事業計画の進捗度等の経営状況について継続的に把握に努め、投資先企業の継続保有の可否を含めたモニタリングを実施しております。

一方、未公開株式等についての信用リスク管理体制については、関連運用グループのメンバーにより投資委員会を組織し、投資候補先企業の事業の成長性、財務内容、経営者の資質、投資採算性等について総合的に評価を行い、投資の可否を判断しております。

また、投資後は、投資先企業の財務状況や事業計画の進捗度等の経営状況について継続的に把握に努め、投資委員会で投資先企業の継続保有の可否を含めたモニタリングを実施しております。個別投資先企業について、株式公開が見込めなくなった、あるいは事業の成長性が失われたと判断した場合や実質価値が著しく毀損したと判断した場合等においては、第三者への譲渡等により回収に取り組む管理体制を敷いております。

・流動性リスクの管理

公開株式の流動性リスクについては、組入銘柄の市場取引高と比較し、保有している株式が一定期間でどの程度売却できるかを把握し、流動性リスクを計測しています。

未公開株式等の流動性リスクについては、上記信用リスク管理のプロセスに則り速やかに行動するとともに、ベンチャーキャピタル等関係業者との取引関係の構築に努めております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件を用いた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年1月31日における金融商品の貸借対照表上計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)参照)

項目	貸借対照表上計上額 (千円)	時価 (千円)	差額
a 現金及び預金	307,358	307,358	—
b 有価証券	467,033	467,033	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

a 現金及び預金

普通預金および決済性合同運用金銭信託であり、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

b 有価証券

売買目的有価証券として保有する公開株式であり、その時価については取引所の価格によっております。貸借対照表上計上額と取得価額との差額は次のとおりであります。

科目	保有区分	取得価額 (千円)	貸借対照表上計上額 (千円)	当期の損益に含まれた評価差額(千円)
有価証券	売買目的有価証券	442,377	467,033	24,655

※取得価額は毎期評価を洗替えており、評価差額を当計算期間の損益に計上しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券

その他有価証券として保有する未公開株式であり、これらについては市場価格がなく、かつ、合理的にキャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

科目	保有区分	貸借対照表上計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	386,233	—	—

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

項目	償還予定額	
	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
金銭債権		
現金及び預金	307,358	—
満期がある有価証券等		
—	—	—

※現金及び預金は短期間に決済される普通預金および合同運用金銭信託です。

8. 有価証券関係に関する注記
第9期（平成22年1月31日現在）

① 売買目的有価証券

項目	第9期 自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日	
	貸借対照表計上額 (千円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 (千円)
株式	421,506	25,906
合計	421,506	25,906

② 当該計算期間中に売却したその他有価証券

売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
33,170	168	37,611

③ 時価評価されていない有価証券

項目	第9期 (平成22年1月31日現在)	
	貸借対照表計上額 (千円)	
その他有価証券		
投資有価証券に属するもの		
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	333,098	
投資事業有限責任組合出資持分	13,582	
合計	346,681	

第10期（平成23年1月31日現在）

① 売買目的有価証券

当計算期間の損益に含まれた評価差額 24,655千円

② その他有価証券

該当事項はありません。

なお、その他有価証券として保有する非上場株式（貸借対照表計上額386,233千円）については、市場価格がなく、かつ、合理的にキャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難であるため記載しておりません。

③ 当計算期間に売却したその他有価証券（自 平成22年2月1日 至平成23年1月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	24,851	14,239	—
(2) 債券	—	—	—
①国債・地方債	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	18,000	18,000	—
合計	42,851	32,239	—

④ 減損処理を行った有価証券

当計算期間において、有価証券について182,117千円（その他有価証券の株式182,117千円）減損処理を行っております。

9. デリバティブ取引に関する注記
第9期（自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日）

① 取引の状況に関する事項

期別	第9期 自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日
項目	
1. 取引の内容	<p>当投資法人の行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>a. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建の取引。</p> <p>b. わが国において行われる有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等オプション取引。</p> <p>c. わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建の取引。</p>
2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的	<p>当投資法人は、運用資産の価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行います。</p> <p>これらの建玉制限については規約第18条（先物取引等の運用・目的・範囲）にて規定しています。</p>
3. 取引に係るリスクの内容	<p>デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。</p>
4. 取引に係るリスクの管理体制	<p>当投資法人の資産運用業務を行う三井住友アセットマネジメント㈱においては、リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した運用リスク管理グループを設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係るチェックを行っています。運用リスク管理グループでは、主に規約等において定める投資制限等のモニタリングを行います。</p> <p>モニタリングの結果については、当投資法人の役員会に報告されています。</p>
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	<p>該当事項はありません。</p>

② 取引の時価等に関する事項

第9期 （自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日）
該当事項はありません。

第10期（自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日）
該当事項はありません。

10. 退職給付に関する注記

第9期 (平成22年1月31日現在)	第10期 (平成23年1月31日現在)
当投資法人は、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。	同左

11. 税効果会計に関する注記

第9期 (平成22年1月31日現在)	第10期 (平成23年1月31日現在)																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産)</p> <table> <tr> <td>投資有価証券評価損否認</td> <td>165,970千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td>1,028,008千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△1,193,979千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>－千円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table> <tr> <td>未収配当金</td> <td>789千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td>789千円</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金負債の純額)</td> <td>789千円</td> </tr> </table>	投資有価証券評価損否認	165,970千円	繰越欠損金	1,028,008千円	評価性引当額	△1,193,979千円	繰延税金資産合計	－千円	未収配当金	789千円	繰延税金負債合計	789千円	(繰延税金負債の純額)	789千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産)</p> <table> <tr> <td>投資有価証券評価損否認</td> <td>203,703千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td>1,028,373千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△1,232,077千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>－千円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table> <tr> <td>未収配当金</td> <td>420千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td>420千円</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金負債の純額)</td> <td>420千円</td> </tr> </table>	投資有価証券評価損否認	203,703千円	繰越欠損金	1,028,373千円	評価性引当額	△1,232,077千円	繰延税金資産合計	－千円	未収配当金	420千円	繰延税金負債合計	420千円	(繰延税金負債の純額)	420千円
投資有価証券評価損否認	165,970千円																												
繰越欠損金	1,028,008千円																												
評価性引当額	△1,193,979千円																												
繰延税金資産合計	－千円																												
未収配当金	789千円																												
繰延税金負債合計	789千円																												
(繰延税金負債の純額)	789千円																												
投資有価証券評価損否認	203,703千円																												
繰越欠損金	1,028,373千円																												
評価性引当額	△1,232,077千円																												
繰延税金資産合計	－千円																												
未収配当金	420千円																												
繰延税金負債合計	420千円																												
(繰延税金負債の純額)	420千円																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左</p>																												

12. 関連当事者との取引

第9期 (自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)	第10期 (自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日)
1 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。	1 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。
2 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。	2 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。
3 子会社等 該当事項はありません。	3 子会社等 該当事項はありません。
4 兄弟会社等 該当事項はありません。	4 兄弟会社等 該当事項はありません。

13. 投資口1口当たり情報に関する注記

第9期 (自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)	第10期 (自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日)
1口当たり純資産額 2,866円	1口当たり純資産額 2,635円
1口当たり当期純損失金額 441円	1口当たり当期純損失金額 231円
<p>なお、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、1口当たり当期純損失であり、また、潜在投資口がないため記載しておりません。</p> <p>(注) 1口当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。</p>	<p>なお、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、1口当たり当期純損失であり、また、潜在投資口がないため記載しておりません。</p> <p>(注) 1口当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。</p>
当期純損失金額 188,057千円	当期純損失金額 98,385千円
普通投資主に帰属しない金額 —	普通投資主に帰属しない金額 —
普通投資口にかかる当期純損失金額 188,057千円	普通投資口にかかる当期純損失金額 98,385千円
期中平均投資口数 426,060口	期中平均投資口数 426,060口

14. 重要な後発事象に関する注記

第9期 (自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日)	第10期 (自 平成22年2月1日 至 平成23年1月31日)
該当事項はありません。	同左

(7) 【附属明細表】

a) 有価証券明細表

① 株式

イ. 公開株式

銘柄	株式数 (株)	取得価額		評価額		評価損益 (千円)	備考
		単価 (円)	金額(千円)	単価 (円)	金額(千円)		
日本海洋掘削(株)	4,000	2,533	10,131	3,205	12,820	2,688	
(株)ノバレーゼ	179	59,957	10,732	58,600	10,489	△242	
(株)アコーディア・ゴルフ	200	70,959	14,191	67,000	13,400	△791	
クルーズ(株)	70	133,571	9,349	153,600	10,752	1,402	
(株)カービュー	72	164,664	11,855	135,300	9,741	△2,114	
(株)コシダカホールディングス	34	355,115	12,073	416,500	14,161	2,087	
(株)ウェブマネー	45	177,505	7,987	197,000	8,865	877	
(株)シイエム・シイ	6,100	1,754	10,701	2,150	13,115	2,413	
(株)MonotaRO	15,200	829	12,596	833	12,661	65	
(株)ユニバース	6,300	1,213	7,641	1,222	7,698	56	
ディーブイエックス(株)	3,200	2,370	7,584	2,330	7,456	△128	
アークランドサービス(株)	1,300	1,678	2,181	2,270	2,951	769	
(株)ブロンコビリー	3,600	1,699	6,116	1,822	6,559	442	
(株)物語コーポレーション	3,500	1,071	3,748	1,252	4,382	633	
(株)三栄建築設計	9,600	1,327	12,736	1,444	13,862	1,125	
スター・マイカ(株)	76	90,166	6,852	120,200	9,135	2,282	
ヒューリック(株)	19,700	642	12,655	682	13,435	779	
一建設(株)	1,500	2,905	4,357	2,599	3,898	△458	
グリー(株)	7,500	1,228	9,208	1,317	9,877	669	
(株)ソケッツ	6,100	2,029	12,379	2,000	12,200	△179	
(株)三菱総合研究所	7,200	1,891	13,611	1,864	13,420	△191	
(株)ボルテージ	3,900	808	3,151	1,138	4,438	1,286	
ニフティ(株)	91	76,475	6,959	108,600	9,882	2,923	
(株)朝日ネット	61,000	291	17,734	340	20,740	3,005	
(株)AQインタラクティブ	70	109,204	7,644	108,700	7,609	△35	
大幸薬品(株)	10,000	1,246	12,459	1,122	11,220	△1,239	
(株)ダイト	13,500	1,006	13,585	1,010	13,635	49	
(株)ダスキン	4,800	1,606	7,708	1,561	7,492	△216	
出光興産(株)	1,300	7,170	9,320	8,630	11,219	1,898	

銘柄	株式数 (株)	取得価額		評価額		評価損益 (千円)	備考
		単価 (円)	金額(千円)	単価 (円)	金額(千円)		
野村マイクロ・サイエンス(株)	7,500	780	5,851	619	4,642	△1,209	
(株)ニューフレアテクノロジー	80	95,734	7,658	119,700	9,576	1,917	
(株)藤商事	176	84,980	14,956	82,500	14,520	△436	
(株)キトー	100	84,000	8,400	78,900	7,890	△510	
ヤーマン(株)	4,000	1,782	7,126	1,965	7,860	733	
寺崎電気産業(株)	14,900	574	8,545	565	8,418	△126	
エレコム(株)	10,000	613	6,129	828	8,280	2,150	
タカタ(株)	1,000	2,034	2,034	2,516	2,516	481	
テイ・エス テック(株)	2,000	1,562	3,124	1,658	3,316	191	
大研医器(株)	13,700	743	10,172	910	12,467	2,294	
S H O - B I (株)	26,900	587	15,778	513	13,799	△1,979	
(株)アートネイチャー	14,500	752	10,898	788	11,426	527	
S R I スポーツ(株)	70	91,644	6,415	90,700	6,349	△66	
(株)フルヤ金属	1,300	6,803	8,844	4,750	6,175	△2,669	
(株)P a l t a c	7,000	1,434	10,040	1,540	10,780	739	
(株)セブン銀行	70	186,695	13,068	185,200	12,964	△104	
アニコム ホールディングス (株)	4,000	3,046	12,184	3,175	12,700	515	
(株)エーアイティ	6,000	923	5,535	1,161	6,966	1,431	
(株)バンテック	57	123,296	7,027	122,000	6,954	△73	
内外トランスライン(株)	1,200	1,106	1,327	1,929	2,314	987	
計	304,690		442,377		467,033	24,655	

ロ. 未公開株式

銘柄	株式数 (株)	取得価額		評価額		評価損益 (千円)	備考
		単価 (円)	金額(千円)	単価 (円)	金額(千円)		
(株)フリール	580	76,536	44,390	76,536	44,390	—	
(株)医薬分子設計研究所	160	17,895	2,863	17,895	2,863	—	
ニューブレクス(株)	500	0	0	0	0	—	※
(株)アクティブマーケティングシステム	75	57,926	4,344	57,926	4,344	—	
ワイズセラピューティックス(株)	1,250	0	0	0	0	—	※
サイバーイメージング(株)	200	7,857	1,571	7,857	1,571	—	
ユーフォニック・テクノロジー(株)	150	0	0	0	0	—	※
クリングルファーマ(株)	300	50,000	15,000	14,574	4,372	△10,627	
アクアサイエンス(株)	150	15,264	2,289	15,264	2,289	—	
アイ・アンド・エイホールディングス(株)	7,000	0	0	0	0	—	※
(株)ランドナーージャパン	100,000	800	80,000	123	12,300	△67,700	
クリーンエナジーファクトリー(株)	110	450,000	49,500	100,000	11,000	△38,500	
明日香エレクトロン(株)	300	50,000	15,000	2,106	631	△14,368	
イーブロードコミュニケーションズ(株)	120	100,000	12,000	100,000	12,000	—	
三洋ホームズ(株)	700	100,000	70,000	100,000	70,000	—	
インタープロテイン(株)	10,000	3,000	30,000	0	0	△29,999	※
(株)アイアイエスマテリアル	300	100,000	30,000	30,261	9,078	△20,921	
(株)エムアップ	16,000	90,000	14,400	900	14,400	—	
レックインダストリーズ(株)	200	110,000	22,000	110,000	22,000	—	
ワイズ・エー・シー(株)	1,250	0	0	0	0	—	※
日本テレネット(株)	200	300,000	60,000	300,000	60,000	—	
(株)ヴァティー	150	200,000	30,000	200,000	30,000	—	
(株)サプレ	833	24,000	19,992	24,000	19,992	—	
(株)ナガオカ	500	130,000	65,000	130,000	65,000	—	
計	141,028		568,351		386,233	△182,117	
株式合計(イ)+(ロ)	445,718		1,010,728		853,266	△157,461	

注1：取得価額は前期貸借対照表価額又は当期取得価額です。備考欄の※の銘柄の評価額は備忘価額です。

注2：「(株)エムアップ」は1:100の株式分割により、160株が16,000株となりました。

注3：「ワイズセラピューティックス(株)」より平成22年10月8日に「ワイズ・エー・シー(株)」の普通株式1,250株を剰余金配当として取得しました。なお、「ワイズ・エー・シー(株)」は、「ワイズセラピューティックス(株)」が同日付で新設分割により設立した法人であります。

② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

(b) 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

(c) デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(d) 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(e) 不動産等明細表
該当事項はありません。

(f) 商品明細表
該当事項はありません。

(g) 商品投資等取引の契約額及び時価の状況表
該当事項はありません。

(h) その他特定資産の明細表

特定資産の種類	数量	帳簿価額		評価額		評価損益 (千円)	備考
		単価 (円)	金額(千円)	単価 (円)	金額(千円)		
破産再生更生債権等	1 件	—	4,013	—	4,013	—	
合計	1 件		4,013		4,013	—	

※上記、a) 有価証券明細表及び当該明細表以外に当投資法人の主たる投資対象とする特定資産の組入はありません。

(i) 繰延資産の償却の状況表
該当事項はありません。

(j) 投資法人債明細表
該当事項はありません。

(k) 投資法人債発行費用の償却の状況表
該当事項はありません。

(l) 投資法人債差額の償却の状況表
該当事項はありません。

(m) 借入金明細表
該当事項はありません。

(参考情報)

当投資法人の投資に係る未公開株式等の概要は以下の通りです。

(投資事業有限責任組合を通じて投資を行った未公開株式等はありません。)

銘柄	業種	業務内容
ワイズセラビューティックス(株)	医薬品	医薬品の研究・開発
サイバーイメージング(株)	電気機器	プリンターおよび周辺機器の製造・販売
クリングルファーマ(株)	医薬品	バイオ医薬品の研究開発・製造・販売
ユーフォニック・テクノロジー(株)	電気機器	L S I およびその周辺機器、ソフトウェアの設計・製造・販売
アクアサイエンス(株)	電気機器	半導体製造用洗浄装置、検査装置の開発・製造・販売
アイ・アンド・エイホールディングス(株)	小売業	フラワーショップ“S T I N G”の運営、生花卸売
(株)ランドーナージャパン	サービス	世界的ホテルチェーンであるベストウェスタンインターナショナルの日本における共同開発会社
クリーンエナジーファクトリー(株)	卸売業	風力発電による電力卸売
明日香エレクトロン(株)	電気機器	無接点電力電送システムの開発
イーブロードコミュニケーションズ(株)	情報通信	賃貸住宅向けに全戸加入方式によるブロードバンド通信サービス提供
三洋ホームズ(株)	建設	環境と安全に配慮した戸建住宅・マンションの建設・販売
インタープロテイン(株)	医薬品	インシリコ分子設計法を用いた低分子医薬品の研究開発
(株)アイアイエスマテリアル	金属製品	電子ビーム技術によるシリコン精製
(株)エムアップ	情報通信	携帯コンテンツの配信、E C サイトの運営
(株)医薬分子設計研究所	医薬品	医薬品の研究・開発
(株)フリール	サービス	C T、M R I 搭載車による貸与サービス
(株)アクティブマーケティングシステム	サービス	スーパーマーケットのレジ業務を中心とした店舗運営受託
ニューブレクス(株)	精密機器	光ファイバーを活用した計測器、システムの開発・製造・販売
レックインダストリーズ(株)	機械	水処理、焼却灰処理プラント等の設計・監理、私設水道の運営
ワイズ・エー・シー(株)	医薬品	医薬品の研究・開発
日本テレネット(株)	サービス	F A X を用いたDMや情報コンテンツの配信サービス、コールセンター業務
(株)ヴァティアー	サービス	飲食店経営、高齢者向け賃貸住宅・有料老人ホーム等の介護施設の運営
(株)サプレ	サービス	趣味に関わる教室・スクールの情報サイト“趣味なび”の運営
(株)ナガオカ	金属製品	石油化学プラント用インターナル、取水用スクリーン・水処理装置の製造・販売

2 【投資法人の現況】

(1) 【純資産額計算書】

平成23年3月31日現在

I 資産総額	1,315,649,308円
II 負債総額	10,496,674円
III 純資産総額 (I - II)	1,305,152,634円
IV 発行済数量	426,060口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	3,063円

・大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。

第6 【販売及び買戻しの実績】

本書提出日現在、直近3計算期間の販売及び買戻しの実績はありません。

第7 【参考情報】

当計算期間における金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は下記の通りです。

書類名	提出年月日	内容
有価証券報告書および同添付書類	平成22年4月28日	第9期計算期間（平成21年2月1日から平成22年1月31日）に係る有価証券報告書
半期報告書	平成22年9月28日	第10期中間期（平成22年2月1日から平成22年7月31日）に係る半期報告書
臨時報告書	平成22年12月28日	主要な関係法人の異動に係る臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年4月19日

ベンチャービジネス証券投資法人

役員会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているベンチャービジネス証券投資法人の平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第9期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベンチャービジネス証券投資法人の平成22年1月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第9期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当投資法人が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月15日

ベンチャービジネス証券投資法人

役員会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているベンチャービジネス証券投資法人の平成22年2月1日から平成23年1月31日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベンチャービジネス証券投資法人の平成23年1月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第10期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当投資法人が別途保管しております。